

県有施設再編等の在り方検討懇話会 構成員名簿

(五十音順・敬称略)

	分野	氏名	所属団体・役職名
1	財務・会計	赤石 雅英	公認会計士・税理士
2	観光・集客	稲葉 雅子	株式会社ゆいネット 代表取締役 株式会社たびむすび 代表取締役
3	福祉	加藤 睦男	宮城県社会福祉協議会 副会長兼専務理事
4	文化振興	志賀野 桂一	白河文化交流館コミネス 館長兼プロデューサー 東北文化学園大学 特任教授
5	都市計画・まちづくり	舟引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授
6	行政評価	堀切川 一男	東北大学大学院工学研究科 教授

## 第3回県有施設再編等の在り方検討懇話会

日時：令和元年8月19日（月）  
午後3時～午後5時  
場所：宮城県行政庁舎4階庁議室

### 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 会議の公開・非公開について
- (2) 検討対象施設の再編整備の方向性について
- (3) 意見交換

3 その他

4 閉 会

#### 【配布資料】

- 次 第
- 出席者名簿
- 資料1 会議の公開・非公開について
- 資料2 施設機能実態マップ
- 資料3 再編検討候補地の分析

## 第3回県有施設再編等の在り方検討懇話会 出席者名簿

日 時：令和元年8月19日（月）  
午後3時～午後5時  
場 所：宮城県行政庁舎4階庁議室

### 【懇話会構成員】

◎：座長

氏 名	所属・役職	備 考
赤 石 雅 英	公認会計士・税理士	
稲 葉 雅 子	株式会社ゆいネット／株式会社たびむすび 代表取締役	
加 藤 睦 男	宮城県社会福祉協議会 副会長兼専務理事	
志 賀 野 桂 一	白河文化交流館コミネス 館長兼プロデューサー 東北文化学園大学 特任教授	
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群 教授	
◎ 堀 切 川 一 男	東北大学大学院工学研究科 教授	

(五十音順・敬称略)

### 【事務局】

氏 名	所属・役職	備 考
後 藤 康 宏	震災復興・企画部長	
小 林 一 裕	震災復興・企画部次長	
高 橋 義 広	震災復興・企画部次長	
志 賀 慎 治	震災復興・企画部参事兼震災復興政策課長	
寺 嶋 智	震災復興・企画部震災復興政策課 企画・評価専門監	
鈴 木 清 英	震災復興・企画部震災復興政策課 副参事兼課長補佐	
西 内 浩	震災復興・企画部震災復興政策課 課長補佐兼企画員	
伊 勢 勝 洋	震災復興・企画部震災復興政策課 主事	

## 会議の公開・非公開について

県が所有又は設置する施設等の再編について議論するものであり、今回の議題(2)及び(3)については、情報公開条例第8条第1項第6号の非開示情報に当たる。

〈参考〉

## ■情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第19条

実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 1 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- 2 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

## ■非開示情報（情報公開条例第8条第1項から抜粋）

- 6 県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの

施設機能実態マップ

No	室の用途	利用者向け機能											管理機能				
		A 会議室・研修室	B 共用ワークスペース・交流スペース	C 創作スペース	D 展示室	E ホール (舞台・管理・廊下等)	F 相談室	G 図書室・映像室	H レストラン・ショップ	I ロビー・ホワイエ	J 体育室等 (集演場・剣道場・弓道場等)	K 宿泊室等	L その他	M 事務室・作業室	N 応接室	O 倉庫・資料室・収蔵室	P その他
1	本町第三分庁舎 宮城県障害者情報センター (みぎやみぎや) (1F) オリンピック・パラリンピック 大会種別訓練室 (2F) 宮城県警察本部 官報課事務室 (3F)	89 研修室	ボランティヤ スペース										81 事務室				
2	東京エレクトロンホール宮城 (県民会館)	299 601 大会 401 中会議室 190 中会議室 186 中会議室 67 603 小会議室 B01 和室 305 和室 403 和室 404 和室 135 402 リハーサル室	ミーティング カルチャールーム	68 503 教室 501 502 展示室	80 803 804 805 楽屋 806 807 808 201 楽屋 78 91 202 203 特別室 浴室 大ホール		89 レストラン 事務室	ロビー・ホワイエ				118 事務室 理事長等(2) 303 304 講座室 特別室		29 倉庫		職員用 休憩室 打合室 舞台 打合室 主催者 控室 清掃員 控室 中央 監視室 守衛室 教室	
3	榴ヶ岡分庁舎 (旧公文書館) 宮城県民間非営利活動プラザ (みやぎNPOプラザ) (1F) 文化財課分室 (2・3F) 宮城県婦人会館 (3F)	56 62 第3 研修室 会議室 会議室 会議室	189 77 交流 共同 サロン 作業室				93 56 レストラン (厨房等含) NPO ショップ	123 玄関 ホール				190 NPO ルーム ロッカー ルーム	事務室 情報・研究 ルーム		233 倉庫 倉庫【地下1階】		74 会議室
4	エスポールみやぎ (宮城県青年会館)	190 大会 190 第一 第二 第三 会議室 会議室 会議室 57 52 第四 第五 多目的 青年 会議室 会議室 ホール 研修室						レ스토랑(含厨房) 2階 3階 ホール ホール 風除室				68 調理 実習室 厨房	事務室 団体事務室 特別 会議室				管理入室
5	宮城県母子・父子福祉センター	141 会議室 講習室(3)	141 談話室 現在不使用									68 調理 実習室 厨房	事務室				倉庫 【管理入室】 倉庫【保育室】 倉庫(2)
6	宮城県第二総合 運動場 武道館 武道館以外	54 54 研修室1 研修室2										68 調理 実習室 厨房	武道館事務室1				クライミングウォール倉庫
7	宮城県美術館 (本館・佐藤忠良 記念館) 本館 佐藤忠良記念館	54 54 研修室1 研修室2		149 創作室1 149 創作室2 176 創作室準備室	762 397 732 展示室1 展示室2 展示室3 408 248 247 展示室4 県民 ギャラリー1 ギャラリー2 176 県民 ギャラリー ギャラリー 準備室 ロッカー室	311 62 56 講堂 講堂舞台 講堂 調整室	85 204 68 図書室 食堂・売店 厨房等	684 521 322 エントランス ホール 90 89 地階 エントランス 主玄関 ホール ロビー 地階 風除室				65 54 研修ロビー 造形遊戯室 ロッカー 室	235 82 117 学芸員室 会議室 事務室	66 応接室	262 465 74 収蔵庫1 収蔵庫2 収蔵庫前室 一時保管庫 114 71 52 屋外倉庫1 屋外倉庫2 倉庫1 倉庫2 倉庫3 倉庫4 倉庫5 倉庫6 倉庫7 73 151 63 資料室 倉庫 器材室 暗室 現在倉庫 として使用	107 91 98 荷物用 EV 管理 センター 224 荷物室 中央 監視室 休憩室 前室 脱衣室 ロッカー室 浴室 男子ロッカー室 女子ロッカー室 展示控室	
8	多賀城分庁舎												50 事務室1 事務室2 事務室3 93 事務室4 事務室5 事務室6 94 事務室7 事務室8 事務室9 事務室10 事務室11 事務室12 事務室13 共用会議室		153 297 113 260 車庫棟A 車庫棟B 車庫棟C 車庫棟D 91 91 都市計画課 都市計画課 倉庫1 倉庫2 空室1 空室2 空室3 空室4 空室5 空室6		
9	商工振興センター											296 事務室1 事務室2 事務室3 158 110 事務室4 事務室5 事務室6 52 事務 事務 事務 事務 機器室1 機器室2 機器室3 機器室4 機器室5 52 役員室1 役員室2 役員室3 役員室4 役員室5 相談室1 相談室2 相談室3 相談室4 相談室5	85 展示 スペース 特別 相談室	53 53 52 書類 書類 書類 書類 保管室1 保管室2 保管室3 保管室4 書類 52 資料室兼 保管室5 閲覧室1 閲覧室2 閲覧室3 資料室兼 閲覧室4 資料室1 資料室2 倉庫 ハンズ室	100 51 86 会議室1 会議室2 会議室3 研修室1 研修室2	コンピュター コンピュター 室	
10	みやぎ若年者就職支援センター (みやぎジョブカフェ)	セミナースペース	58 待合・PCスペース										54 事務スペース				

【凡例】  
 1000㎡～  
 800㎡～  
 500㎡～  
 200㎡～  
 100㎡～  
 50㎡～  
 50㎡未満  
 面積不明

241

※1 令和元年8月時点の各施設のトイレ、エレベーター、廊下、機械室等をいた主な部屋(機能)について記載しており、全ての部屋を網羅しているものではない。  
 ※2 例えば、共用ワークスペースと相談スペースが同一の部屋にあり、仕切りで区切られている場合など、同一の部屋に複数の機能がある場合は、それぞれのスペースの概算の面積で記載している。  
 ※3 基本的には1室ごとに記載しているが、複数の部屋をまとめて記載している場合もある。(面積は合算、( )内が室数)

## 再編検討候補地の分析

再編検討候補地の考え方		1 現在更地となっている県有地			
No	1-1	1-2	1-3	1-4	
名称	裏園場跡地	運転免許試験場市名坂庁舎跡地	宮城県白石高等技術専門学校跡地	栗原農業高等学校跡地	
所在地	仙台市宮城野区安養寺三丁目地内	仙台市泉区市名坂明神地内	白石市緑が丘地内	栗原市若柳字川南上堤地内	
現状	更地	更地	更地	更地	
敷地面積	約61,830㎡	約29,505㎡	約13,460㎡	約20,470㎡	
都市計画	まちづくりの方向性 (土地が位置する市町の都市計画マスタープランにおける土地利用の方向性等)	・仙台市都市計画マスタープランの土地利用の基本方針のうち「市街地ゾーン(郊外区域)」に位置している。 ・「市街地ゾーン(郊外区域)」では、市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図ることとしている。 ・特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉などさまざまな分野の連携を図りながら市民と共に地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進めることとしている。また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進めることとしている。	・仙台市都市計画マスタープランの土地利用の基本方針のうち「市街地ゾーン(鉄道沿線区域)」に位置している。 ・「市街地ゾーン(鉄道沿線区域)」では、交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積することとしている。また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進することとしている。	・白石市都市計画マスタープランにおける都市的な土地利用を促進する区域である「市街地ゾーン」に位置している。 ・「市街地ゾーン」では、住宅地・商業地・工業地等の都市的な土地利用を適切に誘導し、コンパクトでにぎわいがあり、自然環境にもやさしい市街地を形成することとしている。 ・地域別構想では「白石地域」に区分され、土地利用の方針は「住宅誘導エリア」となっている。	・栗原市都市計画マスタープランにおける都市的な土地利用ゾーンのうちの一つ「中核機能ゾーン」に位置している。 ・「中核機能ゾーン」では、広域交通施設周辺や幹線道路沿道などに商業・公共公益的施設の集積を図った中核機能の都市的な土地利用を促進する一方で、その周辺部に広がる農地・田園地域の環境保全に配慮した、都市と自然が共生する地域の確立を目指している。 ・地域別構想では、市の中核的な市街地地域である「若柳中心地域」に区分され、土地利用の方針は「住宅地誘導エリア」となっている。
	立地条件 (各種規制)	第二種中高層住居専用地域(建ぺい率60%/容積率200%)  ・建築物の制限は比較的厳しい。(検討対象施設の中で建築可能なものでも階数や面積に制限有) ・主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。	第二種住居地域(建ぺい率60%/容積率200%)  ・検討対象施設のうち「劇場」以外は基本的には建築可能と考えられる。 ・店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建築可であるが、主に住居の環境を守るための地域。	第一種中高層住居専用地域(建ぺい率60%/容積率200%)  ・建築物の制限は比較的厳しい。(事務所、ホテル・旅館、劇場等は不可) ・主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。	第一種住居地域(建ぺい率60%/容積率200%)  ・建築物の制限はやや厳しい。(検討対象施設の中で建築可能なものでも階数や面積に制限有) ・3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建築可であるが、基本的には住居の環境を守るための地域。
	周辺環境	・周辺に特別緑地保全地区や保存緑地が点在している他、道路を挟んで南側に風致地区の規制がかかる住宅地や緑地がある。 ・北側は住宅地が広がっており、高校や支援学校も立地している。	・狭幅員の市道が通る戸建て・中高層の住宅地に囲まれている。 ・北側は小学校・保育園に隣接している。 ・東側には生活用品や飲食関係の店舗、アイスリンク仙台等が立地している。	・新興住宅エリアに隣接しており、周囲は戸建て住宅地や緑地が広がっている。 ・地下には、東北新幹線のトンネルが通っている。	・北側が迫川、西側が新山浄水場に隣接しており、周囲は戸建て住宅や農地が広がっている。
	評価	まちづくりの方向性として、良好な生活環境の形成を図る地域であり、また、丘陵地等であることから、安全で安心な宅地の確保も目標に掲げている。また、建築の自由度が低いこと等から、他の候補地と比較すると、整備できる機能は限定的であると考えられる。なお、都市における良好な自然環境となる緑地を現状凍結的に保全する特別緑地保全地区に近接しており、周辺環境との調和についても配慮が必要と考えられる。	まちづくりの方向性として、交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実や居住機能の集積を掲げている。建築の自由度が比較的高いため、複数の機能の集約が可能と考えられる。ただし、周辺は住宅地であることから、特に、不特定多数が来訪するような大規模な施設の建築にあたっては、周辺環境への影響等を考慮する必要があると考えられる。	土地利用の方針が、市街地ゾーンの中の「住宅誘導エリア」となっており、建築の自由度が低いこと(候補地の中では最も低い)等から、整備できる機能は限定的であると考えられる。	まちづくりの方向性としては、都市的な土地利用ゾーンとして商業・公共公益的施設の集積を図るなど、都市的な土地利用を促進するゾーンにあるものの、土地利用の方針としては「住宅地誘導エリア」となっており、建築の自由度がやや低いことから、他の候補地と比較すると、整備できる機能は限定的であると考えられる。
交通	公共交通機関によるアクセス	・最寄りの鉄道駅であるJR東北本線「東仙台駅」から徒歩約25分であるが、JR「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能であることから、公共交通機関でのアクセスはやや優れる。	・最寄の鉄道駅である仙台市営地下鉄南北線「八乙女駅」から徒歩約15分であるが、JR「仙台駅」や仙台市営地下鉄南北線「泉中央駅」からのバスでアクセス可能であることから、公共交通機関でのアクセスはやや優れる。	・JR東北本線「白石駅」から徒歩約25分であり、公共交通機関でのアクセスは劣る。	・JR東北本線「石越駅」から車で約15分であり、公共交通機関でのアクセスは劣る。
	幹線道路からのアクセス	・市道台原南小泉線や市道東仙台幸町線から近距離にあり、自動車によるアクセスは比較的優れる。 ・敷地が最長で接する道路(台原南小泉線)は、片側2車線の広幅員道路であるが、敷地と道路には高低差があり現在は法面となっている。	・国道4号や県道35号と近距離にあり、自動車によるアクセスは比較的優れる。 ・ただし、最寄の幹線道路である県道35号から敷地までの道路は、幅員が狭いことなどから大量の交通量を許容できるとは言い難い。	・国道113号と近距離にあり、自動車によるアクセスは比較的優れる。 ・ただし、国道113号から敷地までの道路は住宅地の中を通る生活道路であり、大量の交通量を許容できるとは言い難い。	・国道398号と近距離にあり、自動車によるアクセス比較的優れる。 ・ただし、国道398号から敷地までの道路は、幅員があまり広くない上に行き止まりとなっており、大量の交通量を許容できるとは言い難い。
	周辺道路の状況	・敷地が小学校、高校に近接しており、通学時間帯は児童・生徒の通行が多いと想定される。	・敷地が小学校・保育園に隣接しており、通学時間帯は幼児・児童の通行が多いと想定される。	・周辺が住宅地であり、生活道路に囲まれている。	・最寄の国道398号は片側1車線で、歩道がない区間もある。
	評価	公共交通機関及び自動車によるアクセスは比較的優れる。ただし、接面する道路が通学路であることから、自動車での来訪が想定される施設を建築する際は配慮が必要である。	公共交通機関及び自動車によるアクセスは比較的優れる。ただし、接面する道路の幅員が狭く、通学路であることから、自動車での来訪が想定される施設を建築する際は配慮が必要である。	自動車によるアクセスは比較的優れるが、公共交通機関によるアクセスは劣る。また、敷地が住宅地の一角に位置しているため、不特定多数の来訪が想定される施設の建築には不向きであると考えられる。	自動車によるアクセスは比較的優れるが、公共交通機関でのアクセスは劣る。また、幹線道路から敷地までの道路は行き止まりとなっており、不特定多数の来訪が想定される施設の建築には不向きであると考えられる。
災害 (ハザードマップ等)	・地震に関しては、揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度や液状化の危険性は低い評価となっている。 ・造成に関しては、周辺敷地は切土・盛土がされているが、当該地は切土・盛土の範囲外である。 ・土砂災害や洪水・内水による浸水の危険性は低い。	・地震に関しては、揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度は低い評価となっている。液状化に関しては、危険性が高い土地と隣接している。 ・造成に関しては、切土・盛土の範囲外である。 ・土砂災害の危険性は低い。敷地のほとんどが洪水浸水想定区域(3.0m以上)に含まれ、洪水による浸水の危険性がある。	・造成に関しては、切土・盛土の範囲外である。 ・土砂災害や洪水による浸水の危険性は低い。 ・他の候補地と比較して、土砂災害や洪水による浸水の災害リスクは低いと考えられる。ただし、地震・津波の災害リスクに関しては、不明である(ハザードマップが公表されていないため)。	・地震に関しては、揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度は低い評価となっている。 ・土砂災害危険箇所等に指定されてはいるが、迫川に面した敷地が、洪水時の河岸浸食により家屋が流出・倒壊する恐れがある怖れがある範囲に指定されている。	
建築 ※ 2 ユー ム 能	想定ボリューム (延床面積)	約120,400㎡ (階高3mと仮定した場合7階建、21m程度)	約59,000㎡ (階高3mと仮定した場合9階建、27m程度)	約26,900㎡ (階高3mと仮定した場合10階建、30m程度)	北側敷地:約34,500㎡(階高3mと仮定した場合10階建、30m程度) 南側敷地:約6,400㎡(階高3mと仮定した場合5階建、15m程度)
	評価	敷地の形状が複雑であり、まとまった建築ボリュームの確保が難しい。敷地内に高低差がある。	敷地の形状が複雑であり、まとまった建築ボリュームの確保が難しい。	まとまった建築ボリュームを確保しやすい。	敷地が飛地となっており、1棟の建築物を計画することは困難である。敷地の一部に勾配がある。
その他	・宅地造成工事規制区域 ・埋蔵文化財包蔵地	・宅地造成工事規制区域			
総合評価	用途制限が厳しく、検討対象施設のうち建設可能な施設に限られることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が低いと考えられる。また、居住空間の形成を目指す地域であり、周囲は主に住宅地となっていることから、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としてはやや不向きであると考えられる。	用途制限上、検討対象施設のうち東京エレクトロンホールを除く施設が建設可能と考えられることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が比較的高いと考えられる。ただし、居住空間の形成を目指す地域であり、周囲は小学校や幼稚園、住宅等であること等から、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としてはやや不向きであると考えられる。	用途制限が厳しく、検討対象施設のうち建設可能な施設に限られることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が低いと考えられる。また、居住空間の形成を目指す地域であること、公共交通機関でのアクセスが劣ることから、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としては不向きであると考えられる。	用途制限がやや厳しく、検討対象施設のうち建設可能な施設の中でも階数や面積に限られること、敷地が飛地になっていること等から、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が低いと考えられる。また、居住空間の形成を目指す地域であること、公共交通機関でのアクセスが劣ることから、広く一般県民が集まることを目的とした施設敷地としては不向きであると考えられる。	

※1 敷地面積や敷地の形状等は、今後の測量調査等により変更が生じる場合がある。

※2 建築可能ボリュームは、現時点で把握している敷地の面積及び形状等から概略的に建築可能な延べ床面積を試算したものであり、今後詳細な調査等により変更が生じる場合がある。なお、極力整形でまとまった平面を積層させる場合で想定している。

再編検討候補地の考え方		1 現在更地となっている県有地		2 用途廃止等が予定されている土地	
No		1-5		2-1	
名称		旧農業・園芸総合研究所(本館等敷地・場前桑園)		現暫定オフサイトセンター(旧消防学校跡地)	
所在地		亶理郡亶理町字館南地内		仙台市宮城野区安養寺3丁目地内	
現状		更地		用途廃止予定	
敷地面積		約14,310㎡		約37,659㎡	
都市計画	まちづくりの方向性 (土地が位置する市町の都市計画マスタープランにおける土地利用の方向性等)	・亶理町都市計画マスタープランにおける「市街地ゾーン」に設定されており、住宅を主体とした現在の土地利用を基本としながら、安全で快適に生活することのできる住環境形成を図ることとしている。 ・地域別構想では、「亶理地区」に区分され、既存の公共公益施設や商業施設等の集積や、道路・鉄道等の交通利便性を活かし、町の中心的機能が集積する都市サービス交流エリアを形成するとともに、固有の歴史資源と調和した賑わいと活力のある地区の形成を目指している。	・仙台市都市計画マスタープランの土地利用の基本方針のうち「市街地ゾーン(郊外区域)」に位置している。 ・「市街地ゾーン(郊外区域)」では、市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図ることとしている。 ・特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉などさまざまな分野の連携を図りながら市民と共に地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進めることとしている。また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進めることとしている。	・仙台市都市計画マスタープランの土地利用の基本方針のうち「市街地ゾーン(鉄道沿線区域)」に位置している。 ・「市街地ゾーン(鉄道沿線区域)」では、交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積することとしている。また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進することとしている。 ・仙台市都市計画マスタープラン地域別構想の「都心地区」の東端に包含され(又は隣接)しており、国際文化・スポーツ交流拠点や災害拠点病院(仙台医療センター)、広域防災拠点(整備中)に近接している。	・登米市都市計画マスタープランにおける都市的土地利用を図る区域の一つ「市街地エリア」(東和地域米谷地区)に位置している。 ・「市街地エリア」では、地域の特色や歴史的背景を踏まえた市街地の機能・役割を明確にするとともに、各地域の日常生活の中心となる商業業務機能の配置及び良好な居住環境のある市街地を目指している。 ・地域別構想では、「東和地域」に区分され、「住宅ゾーン」となっている。
	立地条件 (各種規制)	第二種住居地域(建ぺい率60%/容積率200%)  ・検討対象施設のうち「劇場」以外は基本的には建築可能と考えられる。 ・店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建築可であるが、主に住居の環境を守るための地域。	第二種中高層住居専用地域(建ぺい率60%/容積率200%)  ・建築物の制限は比較的厳しい。(検討対象施設の中で建築可能なものでも階数や面積に制限有) ・主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。	近隣商業地域(建ぺい率80%/300%)  ・基本的には検討対象施設の全ての用途が建築可能と考えられる。 ・大規模集客施設制限地区であり、施設によっては床面積に制限有。	用途地域指定なし(建ぺい率70%/容積率200%)  ・特になし
	周辺環境	・北側が亶理神社、西側が亶理高等学校に隣接しており、周囲は戸建て住宅や農地が広がっている。 ・道路を挟んで東側に生活用品等の店舗が立地している。 ・県道10号を隔てて亶理駅西口周辺の商業ゾーンと隣接している。	・周辺に特別緑地保全地区や保存緑地がある他、風致地区の規制がかかる住宅地や緑地に近接している。 ・周辺には戸建て住宅地が広がっており、高校、小学校が隣接している。	・戸建て・中高層マンションの住宅の他、学校に隣接している。 ・道路を挟んで南側に仙台医療センターの新病棟に隣接している。 ・宮城野原公園総合運動場に近接しており、南東側に広域防災拠点を整備する計画がある。	・北上川沿いの戸建て住宅地が広がる米谷地区に近接し、山間地に位置する。
	評価	町の中心機能が集積する都市サービス交流エリアの形成を目指す「亶理地区」に位置し、商業ゾーンと隣接していることや建築の自由度が比較的高いことから、複数の機能の集約が可能と考えられる。ただし、敷地周辺は安全で快適な住環境の形成を目標としていることから、周辺環境への影響等を考慮する必要があると考えられる。	まちづくりの方向性として、良好な生活環境の形成を図る地域であり、また、丘陵地であることから、安全で安心な宅地の確保も目標に掲げている。また、建築の自由度が低いこと等から、他の候補地と比較すると、整備できる機能は限定的であるとされる。なお、都市における良好な自然環境となる緑地を現状凍結的に保全する特別緑地保全地区に近接しており、周辺環境との調和についても配慮が必要と考えられる。	まちづくりの方向性として、交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実や居住機能の集積を掲げている。建築の自由度が高いため、複数の機能の集約が可能と考えられる。ただし、周辺は住宅地であることから、特に、不特定多数が来訪するような大規模な施設の建築にあつては、周辺環境への影響等を考慮する必要があると考えられる。	まちづくりの方向性として、「地域生活核」として、市街地・集落地を形成し、地域生活に密着した商業・業務・市役所支所等の都市機能の集積をめざす地区とされていることから、多様な機能の集約はある程度許容されると考えられるが、山間地の中の住宅地の一角であることから建築の規模や機能については配慮が必要と考えられる。
交通	公共交通機関によるアクセス	・JR常磐線「亶理駅」から徒歩約15分であり、公共交通機関でのアクセスはやや劣る。	・最寄りの鉄道駅であるJR東北本線「東仙台駅」から徒歩約25分であるが、JR「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能であることから、公共交通機関でのアクセスはやや優れる。	・JR仙石線「宮城野原駅」が敷地と直結しており、公共交通機関でのアクセスは優れる。	・最寄りのJR気仙沼線「柳津駅」からは車で約20分であり、公共交通機関でのアクセスは劣る。
	幹線道路からのアクセス	・北側に県道10号、西側に国道6号が通っており、自動車によるアクセスは比較的優れる。 ・ただし、幹線道路から敷地までの道路は、住宅地の中を通る生活道路であり、大量の交通量を許容できるとは言い難い。	・台原南小泉線や東仙台幸町線から近距離にあり、自動車によるアクセスは比較的優れる。 ・敷地が最長で接する道路(鶴ヶ谷18号線)は、戸建て住宅地に面する狭幅員の生活道路である。	・国道45号に近接する他、市道元寺小路福室線に接しており、自動車によるアクセスは優れる。	・県道202号や三陸自動車道「登米東和IC」に近接しており、自動車によるアクセスは優れる。
	周辺道路の状況	・周辺が住宅地であり、生活道路に囲まれている。	・敷地が小学校、高校に近接しており、通学時間帯は児童・生徒の通行が多いと想定される。	・宮城野原公園総合運動場に近接しており、プロ野球の試合がある時等は周辺道路や駅の混雑が想定される。	・県道202号から敷地までの道路は、幅員が狭く、勾配がある。
	評価	自動車によるアクセスは比較的優れるが、公共交通機関でのアクセスはやや劣る。公共交通機関の利便性が低いことや、幹線道路から敷地までの道路が住宅地の中を通る生活道路であることから、不特定多数の来訪が想定される施設の建築には不向きであると考えられる。	公共交通機関及び自動車によるアクセスは比較的優れる。ただし、接面する道路が通学路であることから、自動車での来訪が想定される施設を建築する際は配慮が必要である。	自動車によるアクセス、公共交通機関でのアクセスいずれも優れる。ただし、交通量の多い幹線道路や駅に近接(直結)しているため、不特定多数の来訪が想定される施設を建築する際には、交通渋滞に配慮が必要である。	自動車によるアクセスは優れるが、公共交通機関でのアクセスは劣る。公共交通機関の利便性が低いことや、幹線道路から敷地までの道路が勾配のある狭幅員道路であることから、不特定多数の来訪が想定される施設の建築には不向きであると考えられる。
災害 (ハザードマップ等)	・地震に関しては、揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度は低い評価となっている。 ・造成に関しては、切土・盛土の範囲外である。 ・土砂災害や洪水・内水氾濫による浸水の危険性は低い。	・地震に関しては、地震による揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度や液状化の危険性は低い評価となっている。 ・造成に関しては、切土・盛土された土地である。 ・土砂災害も関しては、敷地の一部が土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)に指定されている。 ・洪水・内水氾濫による浸水の危険性は低い。	・地震に関しては、地震による揺れやすさは他候補地と同等であるが、敷地の一部の建物危険度が高い。また、当該地の過半が液状化の危険性が高い評価となっている。東日本大震災時には、液状化は発生していない。 ・造成に関しては、切土・盛土の範囲外である。 ・土砂災害、洪水による浸水の危険性は低いが、敷地の宮城野原駅前線側の一部に内水氾濫による浸水の危険性がある。	・土砂災害や洪水による浸水の危険性は低い。 ・地震・津波の災害リスクに関しては、不明(ハザードマップが公表されていないため)。	
※1 建築可能 ボリューム	想定ボリューム (延床面積)	約28,600㎡ (階高3mと仮定した場合8階建、24m程度)	約75,300㎡ (階高3mと仮定した場合10階建、30m程度)	約163,500㎡ (階高3mと仮定した場合10階建、30m程度)	約111,100㎡ (階高3mと仮定した場合10階建、30m程度)
	評価	まとまった建築ボリュームを確保しやすい。 他の敷地と比較して、まとまった建築ボリュームを確保できる範囲が広く、計画の自由度が高い。	敷地の形状が整っており、まとまった建築ボリュームを確保しやすい。	敷地の形状が整っており、まとまった建築ボリュームを確保しやすい。 他の敷地と比較して、まとまった建築ボリュームを確保できる範囲が広く、計画の自由度が高い。	敷地の形状が整っており、まとまった建築ボリュームを確保しやすい。 他の敷地と比較して、まとまった建築ボリュームを確保できる範囲が広く、計画の自由度が高い。
その他	・埋蔵文化財包蔵地 ・敷地内に法定外公共物(道)がある。	・宅地造成工事規制区域 ・埋蔵文化財包蔵地	・駐車場附置義務条例(近隣商業地域等) ・大規模集客施設制限地区(劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所等に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計を10,000㎡以下とする必要がある。)		
総合評価	用途制限上、検討対象施設のうち東京エレクトロンホールを除く施設が建設可能と考えられることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度は比較的高いと考えられる。ただし、周辺は住宅地であり、公共交通機関でのアクセスがやや劣ることから、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としては不向きであると考えられる。	用途制限が厳しく、検討対象施設のうち建設可能な施設の中でも階数や面積に限られることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が低いと考えられる。また、居住空間の形成を目指す地域であり、周囲は主に住宅地であることから、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としてはやや不向きであると考えられる。	用途制限上、いずれの検討対象施設も建設可能と考えられることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が高いと考えられ、敷地面積及び建築可能ボリュームともに、他の候補地と比較して最も有利である。また、公共交通機関及び自動車でのアクセスに優れており、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としての適性は高い。	用途地域の指定がなく、いずれの検討対象施設も建設可能と考えられることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が高いと考えられる。ただし、公共交通機関でのアクセスが劣ることから、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としては不向きであると考えられる。	

※1 敷地面積や敷地の形状等は、今後の測量調査等により変更が生じる場合がある。

※2 建築可能ボリュームは、現時点で把握している敷地の面積及び形状等から概略的に建築可能な延べ床面積を試算したものであり、今後詳細な調査等により変更が生じる場合がある。なお、極力整形でまとまった平面を積層させる場合で想定している。

再編検討候補地の考え方		3 施設の再編・移転等に合わせて検討			
No	3-1	3-2	3-3	3-4	
名称	本町第3分庁舎敷地	東京エレクトロンホール宮城(県民会館)敷地	榴ヶ岡分室庁舎(旧公文書館)敷地	エスポールみやぎ(宮城県青年会館)敷地	
所在地	仙台市青葉区本町三丁目地内	仙台市青葉区国分町三丁目地内	仙台市宮城野区榴ヶ岡地内	仙台市宮城野区幸町四丁目地内	
現状	現有施設敷地	現有施設敷地	現有施設敷地	現有施設敷地	
敷地面積	約1,222㎡	約3,627㎡	約4,942㎡	約4,827㎡	
都市計画	まちづくりの方向性 (土地が位置する市町の都市計画マスタープランにおける土地利用の方向性等)	・仙台市都市計画マスタープラン地域別構想の「都心地区」に位置しており、その中でも「商業・業務中心ゾーン」内にある。 ・「都心地区」では、基本理念を「都市の健全な発展と東北の成長を牽引する都心地区の形成」とし、①広域的な交流人口拡大と都市機能の集積などによる活力と魅力の創出、②「杜の都」にふさわしい魅力的な都市空間の形成、③災害時における都市機能維持や早期回復が可能な都市空間の形成を目標としている。 ・また、敷地が面している定禅寺通については、沿道の文化的な資源を生かし、回遊性を生む賑わいの都市機能の集積と高度利用を推進することとしている。	・仙台市都市計画マスタープラン地域別構想の「都心地区」に位置しており、その中でも「商業・業務中心ゾーン」内にある。 ・「都心地区」では、基本理念を「都市の健全な発展と東北の成長を牽引する都心地区の形成」とし、①広域的な交流人口拡大と都市機能の集積などによる活力と魅力の創出、②「杜の都」にふさわしい魅力的な都市空間の形成、③災害時における都市機能維持や早期回復が可能な都市空間の形成を目標としている。 ・また、敷地が面している定禅寺通については、沿道の文化的な資源を生かし、回遊性を生む賑わいの都市機能の集積と高度利用を推進することとしている。	・仙台市都市計画マスタープラン地域別構想の「都心地区」に位置しており、その中でも「商業・業務・居住ゾーン」内にある。 ・「都心地区」では、基本理念を「都市の健全な発展と東北の成長を牽引する都心地区の形成」とし、①広域的な交流人口拡大と都市機能の集積などによる活力と魅力の創出、②「杜の都」にふさわしい魅力的な都市空間の形成、③災害時における都市機能維持や早期回復が可能な都市空間の形成を目標としている。	・仙台市都市計画マスタープランの土地利用の基本方針のうち「市街地ゾーン(郊外区域)」に位置している。 ・「市街地ゾーン(郊外区域)」では、市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図ることとしている。 ・特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉などさまざまな分野の連携を図りながら市民と共に地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進めることとしている。また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進めることとしている。
	立地条件 (各種規制)	商業地域(建ぺい率80%/容積率500%)  ・基本的には検討対象施設の全ての用途が建築可能と考えられる。	商業地域(建ぺい率80%/容積率500%)  ・基本的には検討対象施設の全ての用途が建築可能と考えられる。 ・ただし、地区計画「定禅寺通(A地区)」の区域内であり、現行用途地域の制限に加え、建物用途、敷地面積、壁面後退、建物の高さに関する制限がある。	商業地域(建ぺい率80%/容積率400%)  ・基本的には検討対象施設の全ての用途が建築可能と考えられる。	第一種住居地域(建ぺい率60%/容積率200%)、一部第二種住居地域  ・建築物の制限はやや厳しい。(検討対象施設の中で建築可能なものでも階数や面積に制限有) ・3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建築可であるが、基本的には住居の環境を守るための地域。
	周辺環境	・仙台市の中心部の国の合同庁舎や県庁等の行政機関が集まるエリアの一角に位置し、周辺にはオフィスや住宅等の中高層建築が建ち並んでいる。 ・近隣には、南側(錦町公園)や東側(勾当台公園)等に都市公園が立地し、中心部でありながら緑地にも恵まれている。	・仙台市の中心部に位置し、周辺にはオフィスや飲食店、住宅等の中高層建築が建ち並んでいる。 ・東側に都市公園(勾当台公園)が立地する他、敷地が面する定禅寺通の中央分離帯の遊歩道にはケヤキ並木が植栽されており、中心部でありながら緑地にも恵まれている。	・敷地南側には国道45号を挟んで都市公園の榴ヶ岡公園、東側には国の合同庁舎が立地している他、周辺には中高層のマンションや戸建て住宅地が広がっている。	・東側は、市道台原南小泉線を挟んで生活用品や飲食関係の店舗が建ち並んでいる他、周囲は公共施設(障害福祉センター・保健環境センター・消防学校等に囲まれている。 ・北側は、安養寺風致地区に近接している。
	評価	まちづくりの方向性として、都市の健全な発展や東北を牽引する地区の形成に向け、都市機能の集約や魅力的な都市空間の形成を掲げていることや、建築の自由度が高いこと等から、他の候補地と比較すると最も多様な機能の集約が可能と考えられる。	まちづくりの方向性として、都市の健全な発展や東北を牽引する地区の形成に向け、都市機能の集約や魅力的な都市空間の形成を掲げていることや、建築の自由度が高いこと等から、他の候補地と比較すると多様な機能の集約が可能と考えられる。ただし、地区計画「定禅寺通」の区域内であり、杜の都・仙台のシンボル空間を守り、育てていくことにも配慮が必要である。	まちづくりの方向性として、都市の健全な発展や東北を牽引する地区の形成に向け、都市機能の集約や魅力的な都市空間の形成を掲げていることや、建築の自由度が高いこと等から、他の候補地と比較すると最も多様な機能の集約が可能と考えられる。ただし、周辺は住宅地であることから、特に、不特定多数が来訪するような大規模な施設の建築にあたっては、周辺環境への影響等を考慮する必要があると考えられる。	まちづくりの方向性として、良好な生活環境の形成を図る地域であることや、建築の自由度がやや低いこと等から、整備できる機能は限定的であると考えられる。また、敷地が風致地区に近接しており、周辺環境との調和についても配慮が必要と考えられる。
交通	公共交通機関によるアクセス	・仙台市営地下鉄南北線の「勾当台公園駅」から徒歩約5分であり、公共交通機関でのアクセスは優れる。	・仙台市営地下鉄南北線の「勾当台公園駅」から徒歩約5分であり、公共交通機関でのアクセスは優れる。	・JR仙石線の「榴ヶ岡公園駅」から徒歩約10分であり、公共交通機関でのアクセスは優れる。	・最寄の鉄道駅JR東北本線「東仙台駅」から徒歩約20分であるが、JR「仙台駅」等からのバスでアクセス可能であることから、公共交通機関でのアクセスはやや優れる。
	幹線道路からのアクセス	・国道45号沿いに立地しており、自動車によるアクセスは優れる。	・国道45号沿いに立地しており、自動車によるアクセスは優れる。	・元寺小路福室線沿いに立地している他、敷地北側には国道45号も通っており、自動車によるアクセスは優れる。	・台原南小泉線沿いに立地している他、敷地南側には県道8号(仙台松島線)も通っており、自動車によるアクセスは優れる。
	周辺道路の状況	・敷地が接する国道45号及び敷地西側に近接する県道22号(仙台泉線)、東側に近接する愛宕上杉通りいずれも交通量が多い。	・敷地が接する国道45号及び敷地東側に近接する県道22号(仙台泉線)いずれも交通量が多い。	・敷地南側が榴ヶ岡公園に面しており、桜の季節やイベント開催時等は周辺道路や駅の混雑が想定される。	・南側の県道8号(仙台松島線)のガス局前交差点は、主要渋滞箇所(対策中)である。
	評価	自動車によるアクセス、公共交通機関でのアクセスいずれも優れる。ただし、交通量の多い幹線道路沿いにあること、その他の接道道路が狭幅員であることから、不特定多数の来訪が想定される施設を建築する際には、敷地へのスムーズな誘導や交通渋滞に配慮が必要である。	自動車によるアクセス、公共交通機関でのアクセスいずれも優れる。ただし、交通量の多い幹線道路沿いにあること、その他の接道道路が狭幅員であることから、不特定多数の来訪が想定される施設を建築する際には、敷地へのスムーズな誘導や交通渋滞に配慮が必要である。	自動車によるアクセス、公共交通機関でのアクセスいずれも優れる。ただし、交通量の多い幹線道路に近接していること、その他の接道道路が狭幅員であることから、不特定多数の来訪が想定される施設を建築する際には、敷地へのスムーズな誘導や交通渋滞に配慮が必要である。	自動車によるアクセスは優れており、公共交通機関でのアクセスはやや優れる。ただし、交通量の多い幹線道路に直結しているため、不特定多数の来訪が想定される施設を建築する際には、交通渋滞に配慮が必要である。
災害 (ハザードマップ等)	・地震に関しては、揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度や液状化の危険性は低い評価となっている。 ・造成に関しては、切土・盛土の範囲外である。 ・土砂災害や洪水・内水による浸水の危険性は低い。	・地震に関しては、揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度や液状化の危険性は低い評価となっている。 ・造成に関しては、切土・盛土の範囲外である。 ・土砂災害や洪水・内水による浸水の危険性は低い。	・地震に関しては、揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度や液状化の危険性は低い評価となっている。 ・造成に関しては、切土・盛土の範囲外である。 ・土砂災害や洪水・内水による浸水の危険性は低い。	・地震に関しては、揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度や液状化の危険性は低い評価となっている。 ・造成に関しては、切土・盛土の範囲外である。 ・土砂災害や洪水・内水による浸水の危険性は低い。	
※1 建築 可能 ム	想定ボリューム (延床面積)	約6,100㎡ (階高3mと仮定した場合10階建、30m程度)	約18,100㎡ (階高3mと仮定した場合10階建、30m程度)	約19,700㎡ (階高3mと仮定した場合10階建、30m程度)	約9,600㎡ (階高3mと仮定した場合6階建、18m程度)
	評価	敷地の形状が整っており、まとまった建築ボリュームを確保しやすい。ただし、敷地が狭いため、計画の自由度が低い。	敷地の形状が整っており、まとまった建築ボリュームを確保しやすい。ただし、敷地が狭いため、計画の自由度が低い。	敷地の形状が整っており、まとまった建築ボリュームを確保しやすい。他の敷地と比較して、まとまった建築ボリュームを確保できる範囲が広く、計画の自由度が高い。	敷地の形状が整っており、まとまった建築ボリュームを確保しやすい。
その他	・仙台市「杜の都」景観計画:建物高さ60m以下(緩和80m) ・駐車場附置義務条例(駐車場整備地区等) ・広瀬川の清流を守る条例(水質保全区域)	・仙台市「杜の都」景観計画:建物高さ60m以下(緩和80m) ・駐車場附置義務条例(駐車場整備地区等) ・広瀬川の清流を守る条例(水質保全区域)	・仙台市「杜の都」景観計画:建物高さ60m以下(緩和80m) ・駐車場附置義務条例(市長が定める商業地域内の区域) ・埋蔵文化財包蔵地	・駐車場附置義務条例(近隣商号地域等(周辺地区))	
総合評価	用途制限上、いずれの検討対象施設も建設可能と考えられることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度高いと考えられる。また、定禅寺通りに面しており、自動車及び公共交通共でのアクセスに優れていることから、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としての適性は高いと考えられる。ただし、候補地の中では最も敷地が狭く、建築可能ボリュームの規模も小さいことから、規模の面で他の敷地に劣る。	用途制限上、いずれの検討対象施設も建設可能と考えられることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が高いと考えられる。定禅寺通りに面しており、公共交通機関及び自動車でのアクセスに優れていることから、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としての適性は高いと考えられる。ただし、他の候補地と比較すると敷地が狭く、規模の面から、集約できる施設に限りがある。	用途制限上、いずれの検討対象施設も建設可能と考えられることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が高いと考えられる。公共交通機関及び自動車でのアクセスに優れており、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としての適性は高いと考えられる。ただし、他の候補地と比較すると敷地がやや狭く、規模の面から、集約できる施設に限りがある。	用途制限がやや厳しく、検討対象施設のうち建設可能な施設の中でも階数や面積に限られることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度がやや低いと考えられる。また、居住空間の形成を目指す地域であるものの、周囲は公共施設や商業施設に囲まれており、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地として適正はやや高いと考えられる。	

※1 敷地面積や敷地の形状等は、今後の測量調査等により変更が生じる場合がある。

※2 建築可能ボリュームは、現時点で把握している敷地の面積及び形状等から概略的に建築可能な延べ床面積を試算したものであり、今後詳細な調査等により変更が生じる場合がある。なお、極力整形でまとまった平面を積層させる場合で想定している。



再編検討候補地の考え方		3 施設の再編・移転等に合わせて検討			
No	3-5	3-6	3-7	3-8	
名称	宮城県母子・父子福祉センター敷地	宮城県第二総合運動場敷地	宮城県美術館敷地	多賀城分庁舎敷地	
所在地	仙台市宮城野区安養寺三丁目地内	仙台市太白区根岸町地内	仙台市青葉区川内元支倉地内	多賀城市鶴ヶ谷一丁目地内	
現状	現有施設敷地	現有施設敷地	現有施設敷地	現有施設敷地	
敷地面積	約1,865㎡	約13,752㎡	約34,517㎡	約6,468㎡	
都市計画	まちづくりの方向性 (土地が位置する市町の都市計画マスタープランにおける土地利用の方向性等)	・仙台市都市計画マスタープランの土地利用の基本方針のうち「市街地ゾーン(郊外区域)」に位置している。 ・「市街地ゾーン(郊外区域)」では、市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図ることとしている。 ・特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉などさまざまな分野の連携を図りながら市民と共に地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進めることとしている。また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進めることとしている。	・仙台市都市計画マスタープランの土地利用の基本方針のうち「市街地ゾーン(鉄道沿線区域)」に位置している。 ・「市街地ゾーン(鉄道沿線区域)」では、交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積することとしている。また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進することとしている。	・仙台市都市計画マスタープランの土地利用の基本方針のうち「市街地ゾーン(鉄道沿線区域)」に位置している。 ・「市街地ゾーン(鉄道沿線区域)」では、交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積することとしている。また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進することとしている。 ・仙台市都市計画マスタープラン地域別構想の「都心地区」の西端にある国際文化・スポーツ交流拠点に近接している。	・多賀城市都市計画マスタープランにおける「市街地ゾーン」に位置している。 ・「市街地ゾーン」では、主に住宅等が立地する地域においては、現在の土地利用を基本としながら、道路、公園、下水道等の基盤施設の整備、改善や未利用地の宅地化促進を図り、良好な住宅地の形成を図り、買物等の地域生活の中心となっている地区では、商業施設、サービス業等の立地を促進し、魅力的な商業地の形成を図ることとしている。 ・地域別構想では、「東部地域」に区分され、土地利用形成の方針は「沿道商業地」及び「専用住宅地」となっている。
	立地条件 (各種規制)	第二種中高層住居専用地域(建ぺい率60%/容積率200%)  ・建築物の制限は比較的厳しい。(検討対象施設の中で建築可能なものでも階数や面積に制限有) ・主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。	第二種住居地域(建ぺい率60%/容積率200%)  ・検討対象施設のうち「劇場」以外は基本的には建築可能と考えられる。 ・店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建築可であるが、主に住居の環境を守るための地域。	第二種住居地域(建ぺい率60%/容積率200%)  ・検討対象施設のうち「劇場」以外は基本的には建築可能と考えられる。 ・ただし、文教地区に指定されており、現行用途地域に加えて建築制限がある他、「広瀬川の清流を守る条例」における「第一種環境保全区域」に指定されており、建築許可基準がある。	第一種中高層住居専用地域(建ぺい率60%/容積率200%)、一部近隣商業地域(道路端から30m)(建ぺい率80%/容積率300%)  ・(道路端から30mまで)基本的には検討対象施設の全ての用途が建築可能と考えられる。 ・(道路端から30m超)建築物の制限は比較的厳しい。(事務所、ホテル・旅館、劇場等は不可) ・主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。
	周辺環境	・周辺に特別緑地保全地区や保存緑地がある他、風致地区の規制がかかる住宅地や緑地に近接している。 ・周囲には戸建て住宅地が広がっており、高校、小学校も立地している。	・敷地東側は、県道273号を挟んで広瀬川に面している。 ・周囲は戸建て住宅地や高校に隣接している。	・北側は、広瀬川に面している。 ・地下に、仙台西道路のトンネルが通っており、地上権設定がされている。 ・文教地区に位置しており、近隣には、高校や国際センター、東北大学等が立地している。	・敷地が接する国道45号沿いには、生活用品や飲食関係の店舗が建ち並んでいる。 ・沿道から内側に入ると戸建て住宅地が広がっている。 ・敷地の東側に多賀城公園が立地しているほか、北側には小学校、中学校が立地している。
	評価	まちづくりの方向性として、良好な生活環境の形成を図る地域であり、また、丘陵地であることから、安全で安心な宅地の確保も目標に掲げている。また、建築の自由度が低いこと等から、他の候補地と比較すると、整備できる機能は限定的であるとされる。なお、都市における良好な自然環境となる緑地を現状凍結的に保全する特別緑地保全地区に近接しており、周辺環境との調和についても配慮が必要と考えられる。	まちづくりの方向性として、交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実や居住機能の集積を掲げていることや建築の自由度が比較的高いことから、周辺環境に影響を及ぼさない範囲で、複数の機能の集約が可能と考えられる。ただし、周辺は住宅地であることから、特に、不特定多数が来訪するような大規模な施設の建築にあたっては、周辺環境への影響等を考慮する必要があると考えられる。 なお、「広瀬川の清流を守る条例」の「水質保全区域」に定められており、排水には規制基準がある点、配慮が必要と考えられる。	まちづくりの方向性として、交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実や居住機能の集積を掲げていることから、周辺環境に影響を及ぼさない範囲で、複数の機能の集約が可能と考えられるが、文教地区であることや「広瀬川の清流を守る条例」における「第一種環境保全区域」であることから、建築の自由度はやや低くなると共に、周辺環境との調和についても十分な配慮が必要と考えられる。	土地利用の方針が、市街地ゾーンの中の「専用住宅地」の割合が大きく、(敷地の一部は近隣商業地域となっているものの、)建築の自由度が低いこと等から、整備できる機能は限定的であると考えられる。
交通	公共交通機関によるアクセス	・最寄りの鉄道駅であるJR東北本線「東仙台駅」から徒歩約25分であるが、JR「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能であることから、公共交通機関でのアクセスはやや優れる。	・仙台市営地下鉄南北線の「長町一丁目駅」から徒歩約7分であり、公共交通機関でのアクセスは優れる。	・仙台市営地下鉄東西線の「国際センター駅」から徒歩約7分であり、公共交通機関でのアクセスは優れる。	・JR仙石線「多賀城駅」から徒歩約20分であり、公共交通機関でのアクセスはやや劣る。
	幹線道路からのアクセス	・台原南小泉線や東仙台幸町線から近距離にあり、自動車によるアクセスは比較的優れる。 ・敷地が最長で接する道路(安養寺三丁目1号線)は、戸建て住宅地に面する狭幅員の生活道路である。	・県道273号沿いに立地している他、敷地西側には、国道286号が通っており、自動車によるアクセスは優れる。	・国道48号(仙台西道路)と近接しており、自動車によるアクセスは優れる。	・国道45号線沿いに立地しており、自動車によるアクセスは優れる。
	周辺道路の状況	・小学校、高校に近接しており、通学時間帯は児童・生徒の通行が多いと想定される。	・西側が高校に隣接しており、通学時間帯は生徒の通行が多いと想定される。	・高校、東北大学と近接しており、通学時間帯は生徒・学生の通行が多いと想定される。	・北側が中学校に近接しており、通学時間帯は生徒の通行が多いと想定される。また、接面している国道45号は交通量が多い。
	評価	公共交通機関及び自動車によるアクセスは比較的優れる。ただし、近接の道路が通学路であることから、自動車での来訪が想定される施設を建築する際は配慮が必要である。	自動車によるアクセス、公共交通機関でのアクセスはいずれも優れる。ただし、交通量の多い幹線道路に近接しているため、不特定多数の来訪が想定される施設を建築する際には、交通渋滞に配慮が必要である。	自動車によるアクセス、公共交通機関でのアクセスはいずれも優れる。ただし、文教地区であることや、生徒・学生の通行が多いことから、自動車での来訪が想定される施設を建築する際は配慮が必要である。	自動車によるアクセスは優れるが、公共交通機関でのアクセスはやや劣る。交通量の多い幹線道路沿いであることやそれ以外に敷地が接する道路はないため、不特定多数の来訪が想定される施設を建築する際には、敷地へのスムーズな誘導や交通渋滞に配慮が必要である。
災害 (ハザードマップ等)	・地震に関しては、揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度や液状化の危険性は低い評価となっている。 ・造成に関しては、切土・盛土された土地である。 ・土砂災害や洪水・内水による浸水の危険性は低い。	・地震に関しては、地震による揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度は低い評価となっている。また、当該地の過半が液状化の危険性が高い評価となっている。 ・造成に関しては、切土・盛土の範囲外である。 ・土砂災害や洪水・内水による浸水の危険性は低い。	・地震に関しては、揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度や液状化の危険性は低い評価となっている。 ・造成に関しては、切土・盛土された土地である。 ・洪水・内水による浸水の危険性は低い。土砂災害に関しては、広瀬川に面した法面が、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	・地震に関しては、揺れやすさは他候補地と同等、建物危険度は低い評価となっている。津波に関しては、津波注意報発表に際し、避難指示(緊急)を発令する区域に指定されている。 ・土砂災害や洪水・内水による浸水の危険性は低い。	
※1 建築 ユー ム 可能 ム	想定ボリューム (延床面積)	約3,700㎡ (階高3mと仮定した場合4階建、12m程度)	約27,500㎡ ※敷地資料不足のため、容積率による算定	約69,000㎡ (階高3mと仮定した場合10階建、30m程度)	約15,500㎡ (階高3mと仮定した場合8階建、24m程度)
	評価	敷地の形状が整っており、まとまった建築ボリュームを確保しやすい。他の敷地と比較して、高い建築物を計画できない。	—	敷地の形状が整っており、まとまった建築ボリュームを確保しやすい。他の敷地と比較して、景観計画や広瀬川の清流を守る条例により、高さの制限が厳しい。	敷地の形状が整っており、まとまった建築ボリュームを確保しやすい。
その他	・宅地造成工事規制区域	・広瀬川の清流を守る条例(水質保全区域)	・仙台市「杜の都」景観計画:30m以下 ・広瀬川の清流を守る条例(第一種環境保全区域(高さ20m以下等)/水質保全区域)		
総合評価	用途制限が厳しく、建設可能な検討対象施設に限られることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が低いと考えられる。また、居住空間の形成を目指す地域であり、周囲も主に住宅地であることから、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としてはやや不向きであると考えられる。	用途制限上、検討対象施設のうち東京エレクトロンホール(県民会館)を除く施設が建設可能であると考えられることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が比較的高いと考えられる。また、居住空間の形成を目指す地域ではあるが、自動車及び公共交通でのアクセスに優れており、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としての適性は高いと考えられる。	用途地域による用途制限は比較的厳しくはないものの、地上権が設定されていることや文教地区に指定されていることにより制限が加わり、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度がやや低いと考えられる。また、景観計画や広瀬川の清流を守る条例等による制限もある。 一方、公共交通機関及び自動車でのアクセスに優れており、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としての適性は高いと考えられる。	用途制限が厳しく、建設可能な検討対象施設に限られることから、複数の機能を集約する場合の敷地として自由度が低いと考えられる。また、公共交通機関でのアクセスがやや劣り、広く一般県民が集まることを目的とした施設の敷地としては不向きであると考えられる。	

※1 敷地面積や敷地の形状等は、今後の測量調査等により変更が生じる場合がある。

※2 建築可能ボリュームは、現時点で把握している敷地の面積及び形状等から概略的に建築可能な延べ床面積を試算したものであり、今後詳細な調査等により変更が生じる場合がある。なお、極力整形でまとまった平面を積層させる場合で想定している。

## 施設の集約・複合化案について

### 集約・複合化A案:仙台医療センター跡地における再編案

□:メリット ■:デメリット ◇:考慮すべき事項

	概要		施設の特徴		課題等
			施設同士の親和性・期待される効果	交通アクセス・周辺環境との関係	
A-①	施設構成	現況延床面積	<p>□劇場と美術館は、ジャンルは異なるものの、いずれも文化芸術の振興という共通項があり、舞台芸術と美術が一体となった文化芸術の魅力を発信する拠点として表現の幅が広がることが期待できるほか、情報発信・集客等の面で相乗効果が見込まれる。</p> <p>□三施設の会議室(研修室・講堂)機能、県民会館及び美術館の貸し展示室(県民ギャラリー)機能の共有化により、規模の適正化が図られる。</p> <p>□NPOの活動拠点であるみやぎNPOプラザに、災害時におけるNPOの活動拠点としての機能を付加することで、近接する広域防災拠点と連動した災害対応が可能となる。</p> <p>□集客施設とNPOの活動拠点が併設することにより、NPO活動の発信力の強化が期待できる。</p>	<p>□JR宮城野原駅に直結し、幹線道路に接している土地のため、交通の利便性が非常に高い。よって、県内外からの利用者が見込まれる施設(県民会館と美術館)の立地に適している。</p> <p>□周辺には宮城野原公園総合運動場や広域防災拠点(平時は公園、緑地。今後整備予定)などの県民の憩いの場となる県有施設が広がっている。新たに文化芸術の拠点施設が立地することにより、周辺の広大なエリアを一体的に運営することが可能になり、これまで以上に県民の多様なニーズに対応することが可能になるほか、既存施設の利用価値の向上が見込まれる。</p> <p>◇周辺に住宅地が存在しており、大規模集客イベント開催時などには、住環境への十分な配慮が必要。</p>	<p>◇県民会館と宮城県美術館という、それぞれの分野における県の中核的な施設の集約化による利点を最大限生かすためには、ソフト、ハード両面から十分な検討が必要になる。</p> <p>◇美術館の建設には文化財の保存・公開するための一定の基準が設けられている。</p>
	・東京エレクトロンホール宮城(県民会館)	約12,470㎡			
	・宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)(榴ヶ岡分室庁舎)	約1,262㎡			
	・宮城県美術館 ※本館及び佐藤忠良記念館等	約15,203㎡			
	施設想定規模※				
	約28,935㎡				
	他地方公共団体の類似事例				
・上田市文化芸術センター・上田市立美術館(サントミュージーゼ)(長野県上田市) ・愛知芸術文化センター(愛知芸術文化センター栄施設)(愛知県) ・島根県芸術文化センター(グラントウ)(島根県)					
A-②	施設構成	現況延床面積	<p>□宮城野原公園総合運動場と第二総合運動場が近接することにより、スポーツの拠点エリアとしての機能が高まる。</p> <p>□県民会館とみやぎNPOプラザの会議室機能の共有化により、規模の適正化が図られる。</p> <p>□NPOの活動拠点であるみやぎNPOプラザに、災害時におけるNPOの活動拠点としての機能を付加することで、近接する広域防災拠点と連動した災害対応が可能となる。</p> <p>□第二総合運動場(武道館等)は、構造(畳敷き、板張り)上、柔軟に活用することが可能であり、災害時に、広域防災拠点のバックアップ施設として機能することが期待できる。</p> <p>■県民会館と第二総合運動場は、文化芸術施設とスポーツ施設ということで、その性格も利用者層も異なっており、A-①と比べると、新たな価値の創造などの集約化による相乗効果の発揮という点からは、効果は薄いと考えられる。</p>	<p>□JR宮城野原駅に直結し、幹線道路に接している土地のため、交通の利便性が非常に高い。よって、県内外からの利用者が見込まれる施設(県民会館)の立地に適している。</p> <p>□周辺には宮城野原公園総合運動場や広域防災拠点(平時は公園、緑地。今後整備予定)などの県民の憩いの場となる県有施設が広がっている。新たにスポーツ施設や文化芸術施設が立地することにより、周辺の広大なエリアを一体的に運営することが可能になり、これまで以上に県民の多様なニーズに対応することが可能になるほか、既存施設の利用価値の向上が見込まれる。</p> <p>◇周辺に住宅地が存在しており、大規模集客イベント開催時などには、住環境への十分な配慮が必要。</p>	<p>■遠的・近的弓道場は築年数が若い(H11・H12築)が、構造の特殊性から、移転後の活用方法が見当たらない。</p>
	・東京エレクトロンホール宮城(県民会館)	約12,470㎡			
	・宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)(榴ヶ岡分室庁舎)	約1,262㎡			
	・宮城県第二総合運動場 ※武道館、遠的・近的弓道場、合宿所等	約7,547㎡			
	施設想定規模※				
	約21,279㎡				
	他地方公共団体の類似事例				
・川崎市スポーツ・文化総合センター(カルッツ川崎)(川崎市) ・周南市学び・交流プラザ(山口県周南市)					
A-③	施設構成	現況延床面積	<p>□様々な分野の施設を組み合わせることで、多くの利用者が集まり、賑わいの創出に繋がるほか、利便性の向上が期待できる。</p> <p>□民間施設を併設する場合は、県民会館の有する集客力や文化芸術的な価値などのポテンシャルが最大限発揮されるような集約・複合化施設の整備に、民間の柔軟な発想と資本を利用できる。</p> <p>■A-①、A-②と比べると、広域防災拠点との連動による防災面の効用が少ない。</p>	<p>□JR宮城野原駅に直結し、幹線道路に接している土地のため、交通の利便性が非常に高い。よって、県内外からの利用者が見込まれる施設の立地に適している。</p> <p>■大規模集客施設制限地区にあるため、大規模なショッピングモールなどの建築はできない。</p> <p>◇周辺に住宅地が存在しており、大規模集客イベント開催時などには、住環境への十分な配慮が必要。</p>	<p>■県の機能として必要かどうか、県民サービスの向上に資するかどうか慎重に検討する必要がある。</p> <p>■民間施設との併設を図る場合、民間が利用中は、長期間にわたって、県が使用できないほか、事業期間中の民間資本の撤退のリスクがある。</p>
	・東京エレクトロンホール宮城(県民会館)	約12,470㎡			
	・その他(民間施設を含む)	α㎡			
	施設想定規模※				
	約12,470㎡+α㎡				
	他地方公共団体の類似事例				
	・ホルトホール大分(J:COMホルトホール大分)(大分県大分市) ・大和市文化創造拠点シリウス(神奈川県大和市)				

※施設想定規模は、単純に現況の施設の延床面積を合計したものであり、今後整備する施設の延床面積を示すものではない。

# 集約・複合化B案:現エスポールみやぎ(宮城県青年会館)敷地における再編案

□:メリット ■:デメリット ◇:考慮すべき事項

	概要		施設の特徴		課題等	
			施設同士の親和性・期待される効果	交通アクセス・周辺環境との関係		
B-①	施設構成	現況延床面積	<p>□いずれも研修や相談を主な業務としており、施設に必要とする機能は類似している。</p> <p>□集約・複合化により、これまで以上に多様な県民が利用する施設となり、施設同士の連携や利用者間の交流促進などにより、サービスの向上を図ることが可能になる。</p> <p>□宮城県青年会館は現地で、他2施設も現在地から大きく離れずに、事業の継続が可能となる。</p> <p>□それぞれの施設が持つ会議室(研修室)機能の共有化により、規模の適正化が図られる。</p> <p>◇宮城県青年会館の宿泊機能については、主な利用者である学校関係者が利用しやすいような低廉な料金を設定する必要がある。</p>		<p>□移転前の施設と比べて、宮城県母子・父子福祉センターは交通の利便性がやや向上する。</p> <p>□利用者数の増加が見込まれるものの、周辺は県関係施設(障害者福祉センター・保健環境センター・消防学校等)が多いことや、利用形態も従前とあまり変わらないことから、周辺環境への影響は小さいものと思われる。</p> <p>□付近に飲食店やスーパー等の商業施設もあり、研修や相談で訪れた利用者にとって利便性がよいものと思われる。</p> <p>■宮城県婦人会館は最寄り駅からの距離がやや遠くなる。(徒歩10分→20分)</p>	
	・宮城県婦人会館(榴ヶ岡分室庁舎)	約479㎡				
	・エスポールみやぎ(宮城県青年会館)	約2,308㎡				
	・宮城県母子・父子福祉センター	約921㎡				
	施設想定規模※					
	約3,708㎡					
	他地方公共団体の類似事例					
—						
B-②	施設構成	現況延床面積	<p>□いずれも研修や相談を主な業務としており、施設に必要とする機能は類似している。</p> <p>□集約・複合化により、これまで以上に多様な県民が利用する施設となり、施設同士の連携や利用者間の交流促進などにより、サービスの向上を図ることが可能になる。</p> <p>□宮城県青年会館は現地で、他3施設も現在地から大きく離れずに、事業の継続が可能となる。</p> <p>□それぞれの施設が持つ会議室(研修室)機能の共有化により、規模の適正化が図られる。</p> <p>◇宮城県青年会館の宿泊機能については、主な利用者である学校関係者が利用しやすいような低廉な料金を設定する必要がある。</p>		<p>□移転前の施設と比べて、宮城県母子・父子福祉センターは交通の利便性がやや向上する。</p> <p>□利用者数の増加が見込まれるものの、周辺は県関係施設(障害者福祉センター・保健環境センター・消防学校等)が多いことや、利用形態も従前とあまり変わらないことから、周辺環境への影響は小さいものと思われる。</p> <p>□付近に飲食店やスーパー等の商業施設もあり、研修や相談で訪れた利用者にとって利便性がよいものと思われる。</p> <p>■みやぎNPOプラザ、宮城県婦人会館は最寄り駅からの距離がやや遠くなる。(徒歩10分→20分)</p>	
	・宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)(榴ヶ岡分室庁舎)	約1,262㎡				
	・宮城県婦人会館(榴ヶ岡分室庁舎)	約479㎡				
	・エスポールみやぎ(宮城県青年会館)	約2,308㎡				
	・宮城県母子・父子福祉センター	約921㎡				
	施設想定規模※					
	約4,970㎡					
他地方公共団体の類似事例						
—						

※施設想定規模は、単純に現況の施設の延床面積を合計したものであり、今後整備する施設の延床面積を示すものではない。

各施設の再編整備の方向性について

パッケージ1 集約・複合化A-①案:東京エレクトロンホール宮城(県民会館)+宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)+宮城県美術館 集約・複合化B-①案:宮城県婦人会館+エスポールみやぎ(宮城県青年会館)+宮城県母子・父子福祉センター

Table with columns: 再編対象施設の分析 (Facility Name, Classification, Main Utilization Form, Main Users, Hard Side Priority, Functional Organization, Other Considerations), 再編整備の方向性 (Direction of Reorganization), 整備候補地の分析 (Candidate Site Analysis). Includes facility details like '本町第3分庁舎', '東京エレクトロンホール宮城', and '宮城県美術館'.

再編対象施設の分析							【再編整備の方向性】	整備候補地の分析					
施設名称	利用目的の親和性			ハード面の優先度		機能の整理		候補地名称	用途地域 (種別/率)	敷地面積	交通アクセス	その他考慮事項 (現地の状況・周辺環境等)	
	分類	主な利用形態	主な利用者	老朽化の状況等 ※築年数は令和元年8月時点		類似機能 ※( )内は室数	その他考慮事項						
本町第3分庁舎 【みやぎボみやぎ】	福祉	・情報提供, 相談 ・研修	・聴覚障害者及びその 家族 ・手話通訳者等	築年数 55年	・劣化の進行に注視しながら、建物に 問題が生じる都度、修繕等の対応して いる状況。県庁周辺の土地・建物の 利活用を踏まえながら、将来的な利 活用の方向性を検討していく必要がある。	会議室・研修室 (1) 相談室(1)	・現在の機能の維持、安定的に運営できる 場所の確保。 ・来所しやすい立地、駐車場の確保等、聴 覚障害者への配慮が必要。	裏園跡地 (宮城野区)	更地	第二種中高層住 居専用地域 (60%/200%)	約61,830㎡	JR東北本線「東仙台駅」か ら徒歩約25分	・現況は山林。敷地内に高低差がある。 ・周辺に特別緑地保全地区や保存緑地がある 他、南側に風致地区の規制がかかる住宅地や 緑地に隣接している。 ・北側は住宅地が広がっている。また、高校や 支援学校と近接している。
東京エレクトロンホール宮城(県 民会館)	文化芸術	・コンサート、演劇等の 公演(鑑賞)	・一般県民 ・県外からの利用者	築年数 54年	・施設全体が老朽化、近年求められる 設備となっていない。設備等の更新に は多額の費用がかかる。 ・利用者のアメニティが低いことも課題 であり、抜本的な対策が必要。	会議室・研修室 (13) 展示室(2) 創作スペース(2)	・県民会館の整備に関する有識者会議で 移転新築に向けた議論が進められている。	運転免許試験場市 名坂庁舎跡地 (泉区)	更地	第二種住居地域 (60%/200%)	約29,505㎡	仙台市営地下鉄「泉中央 駅」から徒歩約20分 仙台市営地下鉄「八乙女 駅」から徒歩約15分	・狭幅員市道が通る中高層の住宅地に位置し ている。小学校・幼稚園と隣接。東側には商業 施設が立地している。
榎ヶ岡分庁舎 【みやぎNPOプラザ】	NPO活動	・情報提供, 相談 ・研修	・民間非営利活動団体 ・一般県民	築年数 51年	・屋上防水や外壁等の建物の寿命に 関する部分の劣化が著しく、計画的な 対応が必要であるほか、一部設備の 更新が必要。 ・文化財課の分室としては、狭小化が 課題となっている。	会議室・研修室 (4)	・市民のボランティア活動をはじめとする自 由な社会貢献活動を支援する施設 ・駐車場の確保。	宮城県白石高等技 術専門学校跡地 (白石市)	更地	第一種中高層住 居専用地域 (60%/200%)	約13,460㎡	JR東北本線「白石駅」から 徒歩約25分	・新興住宅エリアに隣接している。周囲は戸建 て住宅地や緑地が広がっている。 ・敷地地下に、東北新幹線のトンネルが通っ ている。
榎ヶ岡分庁舎 【文化財課分室】	庁舎等	・執務室, 保管庫	・県職員	築年数 51年	・屋上防水や外壁等の建物の寿命に 関する部分の劣化が著しく、計画的な 対応が必要であるほか、一部設備の 更新が必要。 ・文化財課の分室としては、狭小化が 課題となっている。	-	・東北歴史博物館と近接していることが望 ましい。 ・県庁(文化財課)との連絡の利便性も考 慮する必要がある。	栗原農業高等学 校跡地 (栗原市)	更地	第一種中高層住 居専用地域 (60%/200%)	約20,470㎡	JR東北本線「石越駅」から 車で約15分	・敷地の一部に勾配がある。 ・北側に迫川、西側に栗原市新山浄水場に隣 接しており、周囲は戸建て住宅や農地が広が っている。
榎ヶ岡分庁舎 【宮城県婦人会館】	生涯学習	・研修	・婦人会等の女性団 体、一般女性	築年数 51年	・屋上防水や外壁等の建物の寿命に 関する部分の劣化が著しく、計画的な 対応が必要であるほか、一部設備の 更新が必要。 ・文化財課の分室としては、狭小化が 課題となっている。	会議室・研修室 (6)	・主な事業である研修のための室が必要。 ・保有している大型バスが入庫可能な駐 車場が必要。	旧農業・園芸総合研 究所(本館等敷地・ 場前菜園) (亶理町)	更地	第二種住居地域 (60%/200%)	約14,310㎡	JR常磐線「亶理駅」から徒 歩約15分	・北側に亶理神社、西側に亶理高校に隣接し ている。周知は戸建て住宅や農地が広がっ ている。東側には日用品等の店舗が立地。
エスポールみやぎ(宮城県青年 会館)	生涯学習	・研修 ・宿泊	・学校関係 ・一般県民(企業等)	築年数 41年	・建物躯体のひび割れや雨漏り跡、基 礎や床の一部に沈下が見られる。 ・建物を所有する(一財)宮城県青年 会館は建替えを視野に検討を進めて いる。	会議室・研修室 (10)	・多くの研修事業を行っていることから、複 数の研修室が必要。 ・宿泊機能の維持。	現暫定オフサイトセ ンター(旧消防学校) (宮城野区)	用途廃止 予定	第二種中高層住 居専用地域 (60%/200%)	約37,659㎡	JR東北本線「東仙台駅」か ら徒歩約25分	・周辺に特別緑地保全地区や保存緑地がある 他、風致地区の規制がかかる住宅地や緑地に 近接している。 ・周辺には、住宅地が広がっており、小学校、 高校に隣接している。
宮城県母子・父子福祉センター	福祉	・情報提供, 相談 ・研修	・ひとり親及び寡婦、そ の子ども	築年数 39年	・外壁や屋上防水等、建物の寿命に 関する部分の劣化が著しく、計画的な 対応が求められる。 ・建築当時の設備も多く、更新が必 要。 ・使用していない部屋が多くあり、非効 率な状況にある。	会議室・研修室 (3) 相談室(1)	・多くの研修事業を行っていることから、複 数の研修室が必要。 ・宿泊機能の維持。	仙台医療センター跡 地 (宮城野区)	用途廃止 予定	近隣商業地域 (80%/300%)	約54,530㎡	JR仙石線「宮城野原駅」と 直結	・戸建て住宅や中高層マンションが立ち並ぶ住 宅地や緑地に隣接している。 ・南側は仙台医療センターが立地。 ・宮城野原公園総合運動場が近接している。 ・南東側に広域防災拠点の整備計画あり。
宮城県第二総合運動場	スポーツ	・武道等のスポーツ・レ ジャー ・合宿所	・一般県民(武道愛好 家、文化スポーツサー クル) ・学校関係(部活動)	築年数 38年 ※武道館	〈武道館〉 ・一部の屋上防水の劣化への対応が 必要であるほか、一部設備の更新が 必要。 ・バリアフリーへの対応が必要。	会議室・研修室 (2)	・武道館以外に、近代的弓道場、遠的弓道 場、クライミングウォール、合宿所あり。 ・近代的弓道場、遠的弓道場は築年数が若 い(H11, H12築)。 ・宮城野原には、宮城野原公園総合運動 場がある。	旧宮城県米谷工 業高等学校跡地 (登米市)	用途廃止 予定	用途地域指定な し (70%/200%)	約55,598㎡	JR気仙沼線「柳津駅」から 車で約20分	・北上川沿いの戸建て住宅地が広がる米谷地 区に近接し、山間地に位置する。
宮城県美術館	文化芸術	・美術品の展示(鑑賞) ・美術品の収集, 保存 ・教育普及	・一般県民 ・県外からの利用者 ・学校関係	築年数 38年 ※本館	〈本館〉 ・建物内外、設備共に老朽化しており 更新が必要。収蔵庫が狭小化してい る。 ・バリアフリー化、ユニバーサルデザ インの導入等、利用者の拡大への対応 が必要。	展示室(2) ※県民ギャラリー ホール(1) ※講堂	・移転する場合は佐藤忠良記念館も合わ せて移転する必要あり。 ・平成30年3月に「宮城県美術館リニュー アル基本方針」を策定。 ・美術館の特殊性を考慮する必要あり。	本町第3分庁舎敷 地 (青葉区)	現施設 敷地	商業地域 (80%/500%)	約1,222㎡	仙台市営地下鉄「勾当台公 園駅」から徒歩約5分	・仙台市中心部の行政機関が集まるエリアの 一角に位置する。周辺はオフィスや住宅等 の中層建築が建ち並んでいる。 ・近隣には、都市公園が立地しており、緑地に 恵まれている。
多賀城分庁舎	庁舎等	・執務室, 保管庫	・団体職員 ・県職員	築年数 37年	・屋上防水等の劣化への対応、設備 の全面更新が必要(特に空調設備)。	-	・敷地内に、車庫4棟、無線局舎等あり。	東京エレクトロンホ ール宮城(県民会館) 敷地 (青葉区)	現施設 敷地	商業地域 (80%/500%)	約3,627㎡	仙台市営地下鉄「勾当台公 園駅」から徒歩約5分	・仙台市中心部に位置し、周辺には、オフィス や飲食店、住宅等の中層建築が建ち並んで いる。 ・地区計画「定禅寺通(A地区)」。
商工振興センター	庁舎等	・執務室	・団体職員	築年数 31年	・外壁等に劣化が見られる他、一部設 備の更新が必要。	-	・県の持分は約2割に過ぎないことから、再 整備には他の所有者との調整が必要。 ・再整備の場所は、県庁との距離も重要な 要素。	榎ヶ岡分庁舎(旧 公文書館)敷地 (宮城野区)	現施設 敷地	商業地域 (80%/400%)	約4,942㎡	JR仙石線「榎ヶ岡駅」から徒 歩約10分	・周辺は中高層のマンションや戸建て住宅地が 広がっている他、国の合同庁舎も立地してい る。 ・南側には道路を挟んで、榎ヶ岡公園が立地し ている。
みやぎ若年者就職支援セン ター(みやぎジョブカフェ)	労働・雇用	・情報提供, 相談 ・研修	・一般県民 (主に15~44歳)	-	・施設内が手狭であり、賃料も高い状 況。	-	・仙台新卒応援ハローワーク(宮城労働局) との併設が望ましい。 ・より多くの参加者が収容できる会議室があ ると有効。 ・外国人材等のニーズの広がりにも対応す る必要がある。	エスポールみやぎ(宮 城県青年会館)敷地 (宮城野区)	現施設 敷地	第一種住居地域 (一部、第二種住 居地域) (60%/200%)	約4,827㎡	JR仙石線「陸前原ノ町駅」 から徒歩約25分 JR東北本線「東仙台駅」か ら徒歩約20分	・東側には、道路を挟んで、生活用品や飲食関 係の店舗が建ち並んでいる他、周辺には、低層 を中心とした住宅地が広がっている。

再編対象施設の分析							【再編整備の方向性】	整備候補地の分析					
施設名称	利用目的の親和性			ハード面の優先度		機能の整理		候補地名	用途地域 (種別/容積率)	敷地面積	交通アクセス	その他考慮事項 (現地の状況・周辺環境等)	
	分類	主な利用形態	主な利用者	老朽化の状況等 ※築年数は令和元年8月時点		類似機能 ※( )内は室数	その他考慮事項						
本町第3分庁舎 【みやぎボみやぎ】	福祉	・情報提供、相談 ・研修	・聴覚障害者及びその 家族 ・手話通訳者等	築年数 55年	・劣化の進行に注視しながら、建物に 問題が生じる都度、修繕等の対応して いる状況。県庁周辺の土地・建物の 利活用を踏まえながら、将来的な利 活用の方向性を検討していく必要がある。	会議室・研修室 (1) 相談室(1)	・現在の機能の維持、安定的に運営できる 場所の確保。 ・来所しやすい立地、駐車場の確保等、聴 覚障害者への配慮が必要。	裏園跡地 (宮城野区)	更地	第二種中高層住 居専用地域 (60%/200%)	約61,830㎡	JR東北本線「東仙台駅」か ら徒歩約25分	・現況は山林。敷地内に高低差がある。 ・周辺に特別緑地保全地区や保存緑地がある 他、南側が風致地区の規制がかかる住宅地や 緑地に隣接している。 ・北側は住宅地が広がっている。また、高校や 支援学校と近接している。
東京エレクトロンホール宮城(県 民会館)	文化芸術	・コンサート、演劇等の 公演(鑑賞)	・一般県民 ・県外からの利用者	築年数 54年	・施設全体が老朽化、近年求められる 設備となっていない。設備等の更新に は多額の費用がかかる。 ・利用者のアメニティが低いことも課題 であり、抜本的な対策が必要。	会議室・研修室 (13) 展示室(2) 創作スペース(2)	・県民会館の整備に関する有識者会議で 移転新築に向けた議論が進められている。	集約・複合化A-③案 仙台医療センター跡地に整備 (その他(民間施設を含む)を併設)	更地	第二種住居地域 (60%/200%)	約29,505㎡	仙台市営地下鉄「泉中央 駅」から徒歩約20分 仙台市営地下鉄「八乙女 駅」から徒歩約15分	・狭幅員市道が通る中高層の住宅地に位置し ている。小学校・幼稚園と隣接。東側には商業 施設が立地している。
榴ヶ岡分室庁舎 【みやぎNPOプラザ】	NPO活動	・情報提供、相談 ・研修 ・会議室等の貸与	・民間非営利活動団体 ・一般県民	築年数 51年	・屋上防水や外壁等の建物の寿命に 関する部分の劣化が著しく、計画的な 対応が必要であるほか、一部設備の 更新が必要。 ・文化財課の分室としては、狭隘化が 課題となっている。	会議室・研修室 (4)	・市民のボランティア活動をはじめとする自 由な社会貢献活動を支援する施設 ・駐車場の確保。	個別に検討 ⇒多賀城分庁舎の空きスペースの活用や浮島収蔵庫(多賀城)の 敷地の活用等を含めて、移転に向けた検討を行う。	更地	第一種中高層住 居専用地域 (60%/200%)	約13,460㎡	JR東北本線「白石駅」から 徒歩約25分	・新興住宅エリアに隣接している。周囲は戸建 て住宅や緑地が広がっている。 ・敷地地下に、東北新幹線のトンネルが通っ ている。
榴ヶ岡分室庁舎 【文化財課分室】	庁舎等	・執務室、保管庫	・県職員	築年数 51年	・屋上防水や外壁等の建物の寿命に 関する部分の劣化が著しく、計画的な 対応が必要であるほか、一部設備の 更新が必要。 ・文化財課の分室としては、狭隘化が 課題となっている。	-	・東北歴史博物館と近接していることが望 ましい。 ・県庁(文化財課)との連絡の利便性も考 慮する必要あり。	個別に検討 ⇒多賀城分庁舎の空きスペースの活用や浮島収蔵庫(多賀城)の 敷地の活用等を含めて、移転に向けた検討を行う。	更地	第二種住居地域 (60%/200%)	約14,310㎡	JR常磐線「亶理駅」から徒 歩約15分	・北側が亶理神社、西側が亶理高校に隣接し ている。周知は戸建て住宅や農地が広が っている。東側には日用品等の店舗が立地。
榴ヶ岡分室庁舎 【宮城県婦人会館】	生涯学習	・研修	・婦人会等の女性団 体、一般女性	築年数 51年	・屋上防水や外壁等の建物の寿命に 関する部分の劣化が著しく、計画的な 対応が必要であるほか、一部設備の 更新が必要。 ・文化財課の分室としては、狭隘化が 課題となっている。	会議室・研修室 (6)	・主な事業である研修のための室が必要。 ・保有している大型バスが入庫可能な駐 車場が必要。	集約・複合化B-②案 現エスポールみやぎ(宮城県青年会館)敷地 に集約	用途廃止 予定	第二種中高層住 居専用地域 (60%/200%)	約37,659㎡	JR東北本線「東仙台駅」か ら徒歩約25分	・周辺に特別緑地保全地区や保存緑地がある 他、風致地区の規制がかかる住宅地や緑地に 近接している。 ・周囲には、住宅地が広がっており、小学校、 高校に隣接している。
エスポールみやぎ(宮城県青年 会館)	生涯学習	・研修 ・宿泊	・学校関係 ・一般県民(企業等)	築年数 41年	・建物躯体のひび割れや雨漏り跡、基 礎や床の一部に沈下が見られる。 ・建物を所有する(一財)宮城県青年 会館は建替えを視野に検討を進めて いる。	会議室・研修室 (10)	・多くの研修事業を行っていることから、複 数の研修室が必要。 ・宿泊機能の維持。	個別に検討 ⇒当面、必要な修繕更新を行いながら、現状を維持しつつ、 今後、県立学校の再編の状況なども注視し、整備の方向 性を再検討する。	用途廃止 予定	用途地域指定なし (70%/200%)	約55,598㎡	JR気仙沼線「柳津駅」から 車で約20分	・北上川沿いの戸建て住宅地が広がる米谷地 区に近接し、山間に位置する。
宮城県母子・父子福祉センター	福祉	・情報提供、相談 ・研修	・ひとり親及び専婦、そ の子ども	築年数 39年	・外壁や屋上防水等、建物の寿命に 関する部分の劣化が著しく、計画的な 対応が求められる。 ・建築当時の設備も多く、更新が必 要。 ・使用していない部屋が多くあり、非効 率な状況にある。	会議室・研修室 (3) 相談室(1)	・現在地周辺には、関連する母子支援施 設がある。 ・子ども連れで来所する利用者が多いた め、駐車場が必要。 ・相談業務についてはプライバシーの確保 が必要。	個別に検討 ⇒「宮城県美術館」リニューアル基本方針によりリニューアル等を 進める。	現施設 敷地	商業地域 (80%/500%)	約1,222㎡	仙台市営地下鉄「勾当台公 園駅」から徒歩約5分	・仙台市中心部の行政機関が集まるエリアの 一角に位置する。周辺はオフィスや住宅等 の中層建築が建ち並んでいる。 ・近隣には、都市公園が立地しており、緑地に 恵まれている。
宮城県第二総合運動場	スポーツ	・武道等のスポーツ、レ ジャー ・合宿所	・一般県民(武道愛好 家、文化スポーツサー クル) ・学校関係(部活動)	築年数 38年 ※武道館	・武道館 ・一部の屋上防水の劣化への対応が 必要であるほか、一部設備の更新が 必要。 ・バリアフリーへの対応が必要。	会議室・研修室 (2)	・武道館以外に、近代的弓道場、遠的弓道 場、クライミングウォール、合宿所あり。 ・近代的弓道場、遠的弓道場は築年数が若 い(H11、H12築)。 ・宮城野原には、宮城野原公園総合運動 場がある。	個別に検討 ⇒当面、必要な修繕更新を行いながら、現状を維持しつつ、 今後、県の利活用の見込みや修繕更新等にかかる費用等 を勘案し、建物自体の取扱いを検討する。	現施設 敷地	商業地域 (80%/400%)	約4,942㎡	JR仙石線「榴ヶ岡駅」から徒 歩約10分	・周辺は中高層のマンションや戸建て住宅地 が広がっている他、国の合同庁舎も立地し ている。 ・南側には道路を挟んで、榴ヶ岡公園が立地し ている。
宮城県美術館	文化芸術	・美術品の展示(鑑賞) ・美術品の収集、保存 ・教育普及	・一般県民 ・県外からの利用者 ・学校関係	築年数 38年 ※本館	・(本館) ・建物内外、設備共に老朽化しており 更新が必要。収蔵庫が狭隘化して いる。 ・バリアフリー化、ユニバーサルデザ インの導入等、利用者の拡大への対応 が必要。	展示室(2) ※県民ギャラリー ホール(1) ※講堂	・移転する場合は佐藤忠良記念館も合わ せて移転する必要あり。 ・平成30年3月に「宮城県美術館」リニ ューアル基本方針を策定。 ・美術館の特殊性を考慮する必要あり。	個別に検討 ⇒当面、必要な修繕更新を行いながら、現状を維持しつつ、 関係団体等の意向を踏まえ、再編・整備により生じる跡地 (東京エレクトロンホール宮城や榴ヶ岡分庁舎等)の利活用 等を含めて、移転整備等について検討する。	現施設 敷地	第一種住居地域 (一部、第二種住 居地域) (60%/200%)	約4,827㎡	JR仙石線「陸前原ノ町駅」 から徒歩約25分 JR東北本線「東仙台駅」か ら徒歩約20分	・東側には、道路を挟んで、生活用品や飲食開 係の店舗が建ち並んでいる他、周辺には、低層 を中心とした住宅地が広がっている。
多賀城分庁舎	庁舎等	・執務室、保管庫	・団体職員 ・県職員	築年数 37年	・屋上防水等の劣化への対応、設備 の全面更新が必要(特に空調設備)。	-	・敷地内に、車庫4棟、無線局舎等あり。	個別に検討 ⇒当面、必要な修繕更新を行いながら、現状を維持しつつ、 今後、県の利活用の見込みや修繕更新等にかかる費用等 を勘案し、建物自体の取扱いを検討する。	現施設 敷地	第二種中高層住 居専用地域 (60%/200%)	約1,865㎡	JR東北本線「東仙台駅」か ら徒歩約25分	・周辺に特別緑地保全地区や保存緑地がある 他、風致地区の規制がかかる住宅地や緑地に 近接している。 ・周囲には、住宅地が広がっており、小学校、 高校も立地している。
高工振興センター	庁舎等	・執務室	・団体職員	築年数 31年	・外壁等に劣化が見られる他、一部設 備の更新が必要。	-	・県の持分は約2割に過ぎないことから、再 整備には他の所有者との調整が必要。 ・再整備の場所は、県庁との距離も重要な 要素。	個別に検討 ⇒当面、必要な修繕更新を行いながら、現状を維持しつつ、 関係団体等の意向を踏まえ、再編・整備により生じる跡地 (東京エレクトロンホール宮城や榴ヶ岡分庁舎等)の利活用 等を含めて、移転整備等について検討する。	現施設 敷地	第二種住居地域 (60%/200%)	約13,752㎡	仙台市営地下鉄「長町一丁 目駅」から徒歩約7分	・県道を挟んで広瀬川に面しており、周辺は戸 建て住宅地や高校に隣接している。
みやぎ若年者就職支援セン ター(みやぎジョブカフェ)	労働・雇用	・情報提供、相談 ・研修	・一般県民 (主に15~44歳)	-	・施設内が手狭であり、賃料も高い状 況。	-	・仙台新卒応援ハローワーク(宮城労働局) との併設が望ましい。 ・より多くの参加者が収容できる会議室が あると有効。 ・外国人材等のニーズの広がりにも対応す る必要がある。	個別に検討 ⇒当面、必要な修繕更新を行いながら、現状を維持しつつ、 関係団体等の意向を踏まえ、再編・整備により生じる跡地 (東京エレクトロンホール宮城や榴ヶ岡分庁舎等)の利活用 等を含めて、移転整備等について検討する。	現施設 敷地	①第一種中高層住 居専用地域 (60%/200%) ②一部、商業地域 (80%/300%)	約6,468㎡ 敷地面積: ①40%/②60% と仮定	JR仙石線「多賀城駅」から 徒歩約20分	・国道45号沿いに生活用品や飲食関係の店 舗が建ち並んでいる。 ・東側に多賀城公園が立地しており、小学校、 中学校にも近接している。

## 第3回県有施設再編等の在り方検討懇話会 議事録

1 日時 令和元年8月19日(月)  
午後3時から午後5時まで

2 場所 宮城県行政庁舎4階庁議室

### 3 出席者

○出席者

(懇話会構成員) :

赤石雅英 構成員, 稲葉雅子 構成員, 加藤睦男 構成員, 志賀野桂一 構成員, 舟引敏明 構成員, 堀切川一男 構成員(座長)

(事務局) :

後藤康宏 震災復興・企画部長, 小林一裕 震災復興・企画部次長, 高橋義広 震災復興・企画部次長, 志賀慎治 震災復興・企画部参事兼震災復興政策課長, 寺嶋智 震災復興・企画部震災復興政策課企画・評価専門監, 鈴木清英 震災復興・企画部震災復興政策課副参事兼課長補佐, 西内浩 震災復興・企画部震災復興政策課課長補佐兼企画員, 伊勢勝洋 震災復興・企画部震災復興政策課主事

○欠席者: なし

### 4 議事

- ・ 会議の公開・非公開について
- ・ 検討対象施設の再編整備の方向性について
- ・ 意見交換

### 5 配付資料

<資料一覧>

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 会議の公開・非公開について
- ・ 資料2 施設機能実態マップ
- ・ 資料3 再編検討候補地の分析
- ・ 資料4 施設の集約・複合化案について
- ・ 資料5 各施設の再編整備の方向性について
- ・ 参考資料 第2回県有施設再編等の在り方検討懇話会での議論の整理

## 6 概要

1. 開会
2. 議事
  - (1) 会議の公開・非公開について
  - (2) 検討対象施設の再編整備の方向性について
  - (3) 意見交換
3. その他
4. 閉会

## 7 議事内容

懇話会は、県有施設再編等の在り方検討懇話会開催要綱第4第2項の規定により、座長が進行することから、座長に選出された堀切川一男構成員が議事進行を行った。

### 【堀切川座長】

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。議事の（1）会議の公開・非公開について。事務局の方から御説明をお願いいたします。

#### （1）会議の公開・非公開について

### 【事務局 志賀課長】

それでは、事務局から説明をさせていただきます。お手元の資料1を御覧ください。宮城県情報公開条例第8条第1項第6号の規定では、公開することによって当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるものは非公開情報とされております。

同条例第19条の規定により、会議の構成員の3分の2以上の多数で決定した時には、会議を非公開にすることができるとされています。

本日は、県有施設の再編整備等の方向性を決めるための意見交換を予定しており、議論の途中経過が公開されることに意思形成に支障が生ずると考えられますので、3分の2以上の賛成があれば、会議を非公開にできるものと考えています。以上です。

### 【堀切川座長】

ありがとうございました。事務局の方からは構成員の3分の2以上の賛成で非公開にできると説明がございましたが、本日の会議を非公開としてよろしいでしょうか。御異議がないようですので、事務局の提案のとおりと決定いたします。

### 【事務局 鈴木課長補佐】

ただいま会議の非公開が決定いたしましたので、傍聴いただいている皆様、それから、報道関係者の皆様には、御退席をいただきますようお願いを申し上げます。

なお会議の終了後、この会場で質疑応答を行いますので、希望される方は午後5時に当会議室にお集まりいただきますよう、お願いいたします。



### 【堀切川座長】

それでは議事の（２）に移ります。検討対象施設の再編整備の方向性について、事務局の方から説明をお願いいたします。

#### （２）検討対象施設の再編整備の方向性について

### 【事務局 志賀課長】

それでは説明をさせていただきます。

まず、資料２施設機能実態マップを御覧いただきたいと思います。

この資料は、縦に今回対象となっている10施設を並べており、横軸の方にそれぞれの建物の部屋、床の機能を分析しております。それぞれ凡例のとおり四角の大きさが大体の広さを示しており、四角が大きければ広いといったことが、ある程度一見して、分かるようにまとめたものです。

例えば一番左に「A会議室、研修室」といった機能がありますが、これは前回も問題提起をしましたがけれども、実は結構、各施設でこの会議室、研修室を持っており、縦に見ると機能が重なっているということがイメージとしてお掴みいただけるかと思います。

また、「Eホール」については、当然ながら県民会館にはホールがありますがけれども、実は美術館にも講堂ですが、ホールのような機能があります。その他にも「Hレストラン・ショップ」については、レストランを実は持っているところもいくつかあるといったことが、この分析上分かってきました。

今後、再編等を考えていくに当たって、これも1つの基礎としながら、重なっている機能の極力縮小、あるいは共有化するといった検討に役立てていただければと考えています。

また、もう一つの見方としては、縦に見た時に全く重なっていないという機能もあります。例えば、「J体育室等」がありますが、当然ながら体育施設は、No6の第二総合運動場にしかありません。そういった視点で見ていきますと、他の施設と少し機能が異なっている、あるいは独立性があるといった施設同士の親和性の観点から、施設自体が他の施設と少し違った成り立ちのものだということが分かるといった見方もできます。

「Lその他」から左側のところが公共的な機能、一般県民の方が広く利用できるような機能を持つ部屋になっています。「L」から右の「M」、「O」、「P」とは、いわゆるオフィスのような機能をもっているところです。

No8、No9、No10の施設は、当然ながら、公共に開かれたものというよりは、オフィスのような機能がメインで、他の施設と比べても、少し性質が異なっているのではないかといったことが分かります。

それでは、具体的に今回、対象となっている10施設の再編の方向性について御意見をいただくため、事務局の方で、ある程度考えつく範囲で、こういった考え方はできないだろうかといったことを、アイデアとして提示したいと思います。

その前段として、まず資料3を御覧いただきたいと思います。この資料3は、再編対象候補地及び現在検討対象の施設が立地している土地について、敷地の面積、都市計画上の用途指定等の条件、あるいは周辺環境、交通アクセス、ハザードマップ等から見て取れる災害の危険性等々、土地が持っている様々な要件、条件を分析した資料です。

最後の総合評価に、この土地について仮に施設再編を進めていくに当たって適地か適地でないかといったことを総合的にまとめたものになっています。

一つ一つの土地についての説明は時間の都合上割愛をさせていただきたく存じますが、このような分析も踏まえまして、今回施設の再編に当たっての考え方をこれから説明したいと思います。

まず、対象となっている施設の中で、比較的老朽化の度合いが著しく、かつ改修、若しくは移転の方向で検討を進めなければいけないといった議論が先行しており、一番大きなスペックを持っているのが東京エレクトロンホール宮城、いわゆる県民会館です。こちらにつきましては、志賀野先生が座長でいらっしゃる県民会館の整備のあり方に関する有識者会議が別途開催されておりまして、検討が進んでいるところです。そちらの有識者会議での県民会館そのものの整備のあり方の検討の御意見をこちらの懇話会とキャッチボールし、共有しながら検討を進めているところですが、先頃、この中の土地であれば、仙台医療センターの土地、いわゆる宮城野原が適地ではないかといった御意見をいただいたところでした。

私どもとしましては、それを1つの御意見とした上で、その他の可能性、採り得る方策について、資料3でまとめている様々な条件を分析して、色々と検討してまいりました。

その結果、まず、県民会館をどこに移転する方向にすべきか、それを契機にした上で、付属する再編のアイデアといったものをあわせ考えていくと、こういった考え方を取りたいということが1つ前提の提示になっています。

この資料3に基づき色々分析したところ、この県民会館というのは、建築基準法上の用途が劇場になっています。劇場を建てられる土地というのは、都市計画上、非常に要件が狭ましく、住居専用地域となっている土地には劇場は原則建てることはできません。資料3中の土地ですと、商業地域あるいは近隣商業地域となっているところにしか建てることはできません。

結果、資料3にまとめている土地の中で、仮に県民会館を移転しようとした場合、都市計画上受け入れられる用途地域になっているところはどこなのかというと、No2-2仙台医療センター跡地が近隣商業地域になっています。それからNo2-3登米の旧宮城県米谷工業高等学校の跡地です。用途地域の指定上は制限がかかってないため、ここも可能です。再編検討対象となっている建物が建っている土地ですので、この建物間でのやりくり、組み合わせができるかできないかという検討になりますが、No3-1の本町第3分庁舎の土地、定禅寺通りに面しており、商業地域です。No3-2、県民会館は現在立地している土地ですから当然建築可能ですが、移転の対象ということでは現在の土地は省かれます。No3-3、榴ヶ岡分室庁舎の土地です。こちらについても商業地域ですので、建築可能となっています。その他の土地はすべて住居地域となっていますので建築が難しいということになります。改めて申し上げますと、現在の都市計画の規制等から移転が可能な土地は、No2-2仙台医療センター跡地、No2-3旧宮城県米谷工業高等学校跡地、No3-1本町第3分庁舎の土地、No3-3榴ヶ岡分室庁舎の土地の4ヶ所に限られてきます。

その上で、消去法的な考え方になりますが、No3-1の本町第3分庁舎の敷地は面積が1,222㎡です。今の県民会館の敷地が3,627㎡ですから、敷地面積にしても3分の1ですの

で、移転は難しいということになるかと思えます。

No 3-3、榴ヶ岡分室庁舎の敷地ですが、面積が4,942㎡ということで、一回り大きい土地になっています。現施設の規模感であれば一回り広くなり、一見移転が可能かと思えますけども、現在検討が進んでいる2,000席規模の大きさのホール、県民会館でかつ、現在不足している駐車場あるいは荷物、機材の搬入、配送のためのスペースを取ろうということを前提に考えますと、新たな県民会館の移転先地としては、少し手狭と考えられます。

No 2-3の旧宮城県米谷工業高等学校跡地は、面積は5万㎡ですので、非常に広いですし、用途指定もないので自由な土地ではありますが、やはり県民のアクセス性といったもので非常に大きな制限がかかってきます。

したがって、仙台市内である程度交通アクセスの利便性を確保した上で、必要十分な面積、あるいは用途地域の条件を考えると、別途県民会館の整備のあり方に関する有識者会議から御意見もいただいております、No 2-2の仙台医療センター跡地が活用可能な県有地の中では最も適しているのではないかと結論になりました。このことを前提に、仮の話の最初の条件として、県民会館を仙台医療センター跡地に移転することを考えた場合に、この施設間の様々な再編の在り方なりアイデアが考えられるかどうかといったことで、次の説明に入らせていただきたいと思います。

資料4を御覧ください。この複合化A案ですが、仙台医療センター跡地において、県民会館を移転するという前提条件の1つと考えた場合に、どういった施設の再編案が考えられるだろうかといった御提案です。

Aの①、②、③と3つのアイデアをここで掲示させていただきます。限定されるものではもちろんありませんが、色々な条件とか他県の事例等踏まえた時に、概ねこの3つぐらいが考えられるのではないかと思います。

A-①案、これはまず県民会館に榴ヶ岡にありますNPOプラザ、川内にあります宮城県美術館を移転集約したらどうかといった提案です。前回懇話会で説明した他県の事例等は、ホールと美術館と併設あるいは一か所にまとめて集約していた事例も多々あります。以下、施設の特徴等々で「□」は基本的なメリットと考えられること、「■」はデメリット、「◇」が考慮すべき事項と整理しています。

このA-①案ですと、例えば文化と芸術の拠点といったことで、1ヶ所に集約することによって、そのようなコンセプトのもとでの土地の利活用が図られるのではないかとということがメリットとして挙げられます。また、レストランや会議室、ホールなど類似した機能がありますので、これらを可能な限り集約をすることで、床面積の合計の中で、別の新しい機能を付加していくといったことが相互に考えられるのではないかとというメリットもあります。

さらに、他県の事例等から伺えると思えますが、相乗効果が得られるような、様々な仕掛けが期待できるといったこともメリットとして考えられます。

もう1つのポイントが、NPOプラザです。NPOの活動拠点となっている施設ですが、NPOプラザにとっては、日常的に人が集って様々なイベントが開催されているところに、NPOの民間活動の拠点があることで、活力がより一層生まれてくるのではないかと考えています。現在の榴ヶ岡分室庁舎は、NPOプラザ、宮城県婦人会館と文化財課分室の3つの施設が入居していますが、それと比べても、NPOプラザにとって大きなメリットが生じる

だろうと思います。

なお、現在、この土地の東側にJR貨物の貨物ヤードがありますが、将来移転し、その跡地に県で広域防災拠点となる公園整備を行う計画があります。

広域防災拠点の計画を立てるときに、仙台医療センター跡地の利活用方針はどういうふうにするかといったところが検討されており、広域防災拠点を拠点として物資、あるいは臨時の避難者等々による収容等々、様々な防災活動、あるいは、有事活動、災害時の有事活動するにあたってのボランティア、あるいはNPO等の活動拠点としての利活用等の方向性が示されているところでした。

8年前の東日本大震災のとき、NPOプラザには、全国のNPO・ボランティア団体等からの問い合わせや様々な意見等が集約されていたため、榴ヶ岡のところに様々な問い合わせ情報等の集約が図られ、また、NPOプラザを拠点として全国のNPOに様々な情報が発信されていった活動の跡がありました。今回、有事の際を想定した場合にも、このNPOプラザを仙台医療センター跡地に置くことによって、災害対応といった更なる機能面の強化が期待できるのではないかと考えたことで、A-①案に加えています。

次にA-②案ですが、A-①案との違いは、県民会館と宮城県第二総合運動場、いわゆる武道館を集約する点です。この案も他県に類似の事例があることがベースになっています。南側に宮城野原総合運動公園があり、文字どおり総合運動公園ということで、野球場、テニスコート、陸上競技場等があります。こちらに武道館的な機能を移転することによって、総合運動公園として更なる機能集約が図られることが考えられます。東京の駒沢や代々木にも似たようなスポーツ関連の施設が集約されているところもあるようですが、武道館と県民会館を合わせることによって、色々な利活用方策の可能性が広がるのではないかと考えたようなです。

しかしながら、日常的な利用者の目線に立ったときに、県民会館と総合運動場は、文化芸術とスポーツということで、それぞれの施設の利用者層が異なっているのではないかと考えたことが考えられます。A-①案と比べると、両施設によって相乗効果が生まれるかといったことを考えたときに、心配な点があります。

また、少子化が進んでいく中で、学校施設の統廃合は避けられないと思いますけれども、この場合、学校の体育館が余ってくる可能性が考えられます。このようなスポーツ施設の全体的な在り方については、また違った視点からの検討が必要ではないか、再編については、その際に考えるべきではないかといったことも考えられます。

A-③案です。こちらは県民会館と合わせて整備するその他の施設について、今のところアイディアはなく、まさに何かプラスアルファの機能を合わせてはどうかといった提案です。現状、具体的に提示するものではありませんが、例えば県で自ら全体の方策検討の中で、こういった県有施設を新たに付設してはどうかといったことも考えられますし、あるいは、民間の方のアイディアを募って、例えば民間の商業系の機能などを誘導するといったことも考えられます。

A-①案、②案と異なる点が、アイディアの可能性を広げるために、あえてNPOプラザについては、集約・複合化施設に含めませんでした。

若干デメリットとして考えられるのは、県で何かというのは今のところないので、大変恐

縮ですが、民間の施設を併設するという前提で考えますと、先ほど言った広域防災拠点との連動の可能性をどのように考えていくのかがやや心配されます。さらに懸念されるのは、仙台医療センター跡地は大規模集客施設制限地区に指定されていることです。具体的には、1万㎡以上の大規模集客施設に該当する建物は建てられないという制限があります。大規模集客施設のカテゴリーには、いわゆる県民会館のような劇場も含まれています。劇場の場合は客席の部分が面積の対象に含まれますが、県民会館が2,000席相当とすると、単純計算1人当たり1㎡くらいの客席とすれば、2,000㎡。1万㎡のうち周辺部分も含めて3～4,000㎡程度が客席部分となります。商業的な機能は、残り5,6～7,000㎡くらいの規模となります。

これがどのような足かせになるのかといったことがイメージできない部分もありますけれども、ショッピングモールやアウトレットモールの施設をつくるのは、若干難しいのではないかと考えられます。また、右端の欄に記載のように、民間施設の併設といっても、民間でありながらのメリット・デメリットそれぞれありますので、そういったものを検討する必要があるだろうと思われま

す。以上、仙台医療センター跡地で考えると、大筋この3つくらいが考えられるかといったものを提示しました。このアイディアの結果、10施設で漏れてくる施設がありますので、別に再編が考えられないのかといったことを、B案として提示したいと思います。

B案はエスポールみやぎ（青年会館）の敷地に集約を図ってはどうかといった案になります。

B-①案ですが、これは、ベースになる青年会館と榴ヶ岡にある婦人会館、その北側の安養寺にある宮城県母子・父子福祉センターを集約する案です。非常に近いところにあるということは、お分かりいただけるかと思いますが、コンセプトは分析のとおり会議室、研修室といった機能が類似しているもので、対象者が異なっているものの、これらを共有化することで、施設の効率利用が図られるのではないかとということです。

婦人会館は女性の方々、エスポールみやぎは青少年の活動、母子・父子福祉センターはひとり親家庭と、それぞれ対象は違っておりますが、それぞれ様々な団体活動拠点、あるいは研修活動が中心になっています。また、母子・父子福祉センターについては、現在の位置に非常に近接していますので、そういった点ではデメリットが低いかなと考えています。ただ、その点から言うと、宮城県婦人会館は、幸町への移転により、若干交通アクセスが不利になることは、デメリットになるかと思

います。B-②案について、B-①案との違いはというと、NPOプラザです。現在、宮城県婦人会館と一緒にありますので、セットで移転してはどうかといったことで、先ほどのA-③案のとおり、NPOプラザを仙台医療センター跡地に集約しないという考え方の場合には、こちらの方に集約してはどうかといった点が①と②の違いです。コンセプト等は、同じですので、説明は以上にさせていただきたいと思

います。この結果、10施設がどのような方向性になるかを改めて模式的に表したものが資料5です。資料5のとおりA案をベースにまとめました。

パッケージI、A-①案をベースに考えると、美術館を県民会館と合わせるので、総合運動場は、個別検討になります。資料の左側の建物と右側の土地を組合せて集約・複合化の方

向性を示しています。結果、集約・複合化の対象とならない本町第3庁舎については、県庁周辺の県有地や建物がまた別にありますし、外郭団体が入っている土地建物もありますので、それら本町上杉近辺の土地建物を合わせて、別途方策を考えていくという案です。

榴ヶ岡分室庁舎の中の文化財課分室については、例えば、No8多賀城分庁舎の空きスペースあるいは同じく多賀城の東北歴史博物館の近くにあり浮島収蔵庫の活用等も含めて、将来的には移転を考えてはどうかといった案です。

第二総合運動場も個別検討で、先ほど申しました県立学校の再編の状況等も勘案しながら、現状維持しつつ、次なる移転の案を考えていくという案です。

多賀城分庁舎については現状維持しながら、将来的な方針については別途考えていくという案です。

商工振興センターとジョブカフェについては、必要な修繕等を行いながら、今回、再編整備等生じる跡地利用の方策、県民会館の跡地や様々な跡地が生じてくることになりませんが、そういったものも含めて、移転整備等について検討していくという案です。

パッケージⅡについては、A-②案をベースに第二総合運動場を県民会館と合わせたパターンになります。この場合、美術館は個別検討になり、現在、既に策定した美術館のリニューアル基本方針によって、現地によるリニューアル等を中心に考えていくといったことになりかと思えます。その他の施設についてはパッケージⅠと同様です。

パッケージⅢについてはA-③案をベースにしたものですが、これはこの10施設の中で県民会館のみ考えているわけではなく、その他何か施設と合わせる事が前提です。併せて、B-②案を進めていくものです。

その他美術館や第二総合運動場も含め、前のパッケージⅠ、Ⅱのそれぞれの個別検討の方針と同じです。

以上、様々な検討の順序等を整理した上で、こういったことが考えられるのではないかと、いったアイデアを、事務局からご提示をさせていただきたいというふうに思います。説明は以上です。

### 【堀切川座長】

ありがとうございました。

それでは、議事の(3)意見交換に移ります。ただいま事務局の説明の中でいくつか示されました再編整備の方向性の案につきまして、意見交換いたしたいと思います。なお、事務局への確認や御質問を含めて大丈夫ですのでよろしく願いいたします。

まずは赤石構成員からよろしく願いいたします。

### (3) 意見交換

#### 【赤石構成員】

事務局案の作成、本当に手間がかかったと思いますけど、御苦労さまでした。色々なA案B案、それからパッケージ版を見させていただいた中で、ちょっと私が気にかかるのが、NPOプラザですね。A案のA-1で3番目のメリットというところで、災害時におけるNPOの活動拠点としての機能を付加することで、近隣する広域防災拠点、JR貨物の移転でし

たか、その連動した災害対応可能となった。有事と平時、災害対応は有事でございます。有事はなるべくない方がいい。平時は何をしているのかというところが一番気にかかります。

またNPO制度も、もう何十年経ち、様々なNPO法人があるということを、私理解しております。例えば、無税の認定NPO法人も、それらの公益法人と非常に似ている。つまり、それだけの公益活動をちゃんと、いや、ちゃんとと言ったらちょっと語弊あるのですが、けれども、当初のもくろみを、それを変えたなりでも、多くの方の支持を得ているという、そういうNPO法人であればいいのだけれど、NPO法人を一括りにしてしまうとどうかと思えます。せっかく良い立地のところにつくるわけで、もし災害時の連携云々で言うならば、その広域防災拠点ができたときに、そこの中の方にいかれた方がいいのではないかというような気もいたします。

まずこのところですから、NPOプラザをこの新しいエレクトロンホールの移転地のところにつくるというのは、そこに部屋を準備する必然性というものが、ちょっとあまり感じられないなというのが、私の、まず1番目の印象でございます。

#### **【堀切川座長】**

ありがとうございました。NPO法人も色んな種類があるので、そこへ全体が入った時に平時にいかがなものかという場合もあるのではないかという御指摘かと思えます。貴重な御意見かと思えますが、何か県の方からございますでしょうか。

#### **【事務局 志賀課長】**

御指摘ありがとうございます。

説明でも申しましたけどもやはりNPOプラザの活動にとってのメリットが非常に大きいといったことが担当課の方からも出ています。NPOの活動拠点ですので、当然、アクセス面からの配慮も非常に重要ですが、情報発信の面でのメリットもあると考えています。NPOプラザというのは、NPO活動の様々なNPOのネットワークの拠点で、県内各地域にそれぞれあるものを結んでいるセンターオブセンターになっています。そういった点で、情報発信機能は非常に重要となりますが、今回例えば県民会館と、A-①案ですと美術館ですけども、そういった管理統一的な機能があって、可能な限り集約した上で、情報発信機能の強化が図られるメリットがNPOプラザ側にあるだろうと思われます。

なお、そのような議論を深めながら、意見の集約により方向性を定めていくに当たって、なお検討を深めていきたいと思っています。

#### **【堀切川座長】**

よろしいでしょうか。

#### **【赤石構成員】**

はい。

## 【堀切川座長】

ありがとうございます。それでは、稲葉構成員よろしくお願ひいたします。

## 【稲葉構成員】

よろしくお願ひします。

私も赤石構成員のお話に、ちょっと共感するところもあるのですが、A案のNPOプラザが、それぞれの県民会館と美術館のところにくっつくというのは、日常NPO活動にちょっと関わっているだけあって、すごく違和感を感じるんです。1つは、やはり今情報発信というお話はありましたけれども、NPOプラザに行くと、そこに情報を取りに来る人というのはあまりなくて、たくさんチラシは置いてあるのですが、NPOプラザに活動にやってきた人がチラシを持っていくという形となっています。県民が現在のNPOプラザまで情報を取りに行くのはすごく大変なので、今やはり、情報を取るのだったらネットではないかと。情報発信に役立つということを考えるのであれば、場所の利便性よりもNPO同士の情報共有のしやすさではないかと。

もう1つは、NPOプラザの役割というのは、非営利活動の拠点であるので、あそこの施設というのは、基本的に非営利活動をやっている人たちでないと使えない。ですから、営利活動をやっている人が、会議室が空いているからといって使えないので、そのように考えると、NPO関係の施設が、一緒に県民会館などに入ったときに、こっちは空いているのにNPO活動の人しか使えない、こっちは会議室は民間用なのでいっぱい、ということが多分起きると思います。そういうときに、どのように棲み分けをするのかというのが、非常に難しいと思うので、もしNPOプラザを持っていくのであれば、何かNPOプラザの役割そのものを考え直しつつ持っていけないと、ちょっと難しいのではないかと気がしています。

どちらかという、やはりNPOというのは、非営利と営利等の中で非営利活動とに考えると、県内の方であっても非営利活動に関する方たちは興味を持ってくれると思うんですけども、普通に営利ということで考えると、県民会館も、自活していく施設だと思えますし、美術館もそうだと思うんですけど、その真ん中にあるというのが、ちょっと違和感があるということ。

それから先ほど有事のお話がありましたけれども、なんとなくm<sup>2</sup>的に、何となく空くから持っていこうか、なんとなく防災拠点にもなるのではないかみたいなことではなくて、やはり防災拠点の話は、それはそれで1個考えるべきではないかと思えます。

今のNPOの場所があれば、そこに災害のときに、色んな方は来ると思うのですが、今のNPOプラザの力で、本当にあそこで何か災害が起こったときに、NPOプラザさんが何かできるかという、やはりそれだけではないので、やはり県庁の近くにあるとか、そういうことも必要ではないかと思えました。

そうすると、B案の方で、B-②の方で、みやぎNPOプラザとともに婦人会館やエスポールみやぎなどのような福祉関係のところが入ってくる方が、どちらかという私的にはフィットする感じがありまして、初心者向けのパソコンを教えるNPOというのをずっと10、20年ぐらいやっているのですが、単にパソコンを教えるといっても、健常者だけでなく、障害者の方にパソコンを教えたり、ちょっと目の悪い方にパソコン教えたりなどそういうこ



ともあるので、どちらかというところ、このB案の方がちょっとフィットするか。ここのB案のところにもみみサポなどが入ってくるともっとフィットするかというような気がしています。

逆に民間の方の立場から考えるとどうかというところ、やはり、県民会館と美術館が一緒になると、何か企画も連携しやすかったりするかというふうにも考えます。

以上です。

#### 【堀切川座長】

ありがとうございます。イメージは、A-①案から、NPOのプラザのところは、B案の方に入れた方が、より機能するのではないかとという貴重な御意見でした。NPOの活動しておられる立場からも、御意見としてそういう貴重な意見かというふうにも思いました。ありがとうございます。続きまして加藤構成員よろしくお願ひいたします。

#### 【加藤構成員】

よろしくお願ひいたします。

私は第1回の懇話会の際に、広く一般県民を対象とした施設としては、県民会館と宮城県美術館、あと第二総合運動場の3つぐらいが考えられるのではないかと申し上げたので、3つが集約再編の核になるということは、これからの人口減少、少子高齢化というところを見据えれば、いいと思います。

それで、A案の中からNPOプラザを除外するというのは、私も基本的には賛成です。ただ、仙台医療センター跡地というすごい広大な面積を考えると、県民会館、プラス美術館、プラス第二総合運動場というふうにも、検討の幅を広く考えてもいいのではないかと申します。

また第二総合運動場について言えば、バリアフリー対応が遅れた施設と聞いておりますので、この機会にユニバーサルデザイン化を図るとともに、加えて、ちょっと今申し上げるのはルール違反かもしれませんが、本懇話会の対象施設に取り上げられなかった宮城県身体障害者総合スポーツセンターという昭和49年に設置された、同じく老朽化が進んでいる施設が宮城野区幸町にあります。皆さんも御存知だと思っておりますけれども、車椅子バスケの宮城MAXの主たる練習会場などにもなっています。

今回の懇話会のテーマの1つが、所管部局横断した効率的な再編整備なので、スポーツ施設といった観点から、教育庁所管と保健福祉部所管の横断的なものにはなると思っておりますが、第二総合運動場をもってくることに合わせて、身体障害者総合スポーツセンターというのとも考え合わせていただくと、より集約再編という意義があるのではないかと考えます。ちょっとこれは対象施設に挙がってなかったもので、一考していただければありがたいというところなんです。

その他、B案の②は、私も基本はこれでいいのではないかと申しておりますが、1つ、母子父子福祉センターの関係で、今回、個別に検討するとされた本町第3分庁舎にもみみサポみやぎが入っております。みみサポみやぎがここにきたという経緯は、障害をお持ちの方のアクセスも考慮してあの場所になったというふうにも考えておりますので、あそこのビルは色んな外郭団体が入るオフィスビルのものよりも、せつかくなので、母子・父子福祉センターなどもそこに寄せていただくなりしてはどうかと思っております。また、県庁周辺には福祉関係施設も

ありますので、そういった施設もあそこに集約して、言ってみれば、仙台市の福祉プラザ的な建物にしてみらうというのも、1つ考えられるのではないかと考えております。

私からは以上です。

#### 【堀切川座長】

ありがとうございました。県の方から何かございますでしょうか。

#### 【事務局 志賀課長】

いくつか御提案をいただきました。

まず身障者のスポーツセンターは、場所で言うと、現在エスポールみやぎ（青年会館）が立地している場所の奥に入ったところにあります。幸町側の道路から並びでいきますと、青年会館がありまして、その隣に県の消防学校があります。保健環境センターというのが、その更に奥にあって、体育館と運動場とプールが備わっていて、身体障害者の方を中心に、色々な方にお使いいただいているスポーツ施設です。

このうち運動場と体育館は県の施設で、こちらにオフィスを構えている社会福祉法人に指定管理している建物だったと思います。プールは当該法人が持っているプールになっており、そこに県と仙台市が運営費を補助している、こういった成り立ちになっていたかと思えます。

築44年の施設ですが、担当課とも色々協議した結果、検討の対象に加えなかったのですが、10施設のところに再編できるかというようなことが、その時点ではなかなか方向性が見出しにくかったということもあったのかと思えますけれども、いずれもこの10施設に限った話だけで検討の過程にそういった可能性があるのかないのかということについても、併せて担当課と今後検討した上で、色々議論を進めてまいれたらと思っています。

また、本町第3分庁舎については、資料5の方で提示しましたけれども、方向性としては、基本的には県庁周辺、御指摘にある様々な施設があります。

加藤構成員から、それに関わらず母子・父子福祉センターなど福祉系の施設の集約を図る方策もあるのではないかとといった御意見をいただきました。外郭団体が持っている土地や建物がこの周辺にもありますが、そういったことも含めてその本町第3分庁舎のところの利活用方策の可能性、方向性を、今後更に詳細に進めてまいりたいと思います。

#### 【堀切川座長】

ありがとうございました。それでは続きまして志賀野構成員よろしく申し上げます。

#### 【志賀野構成員】

まず第1に、事務局の文脈に沿って私のコメントを申し上げたいと思います。

A案についてですが、基本的にこういうA案の位置を基調とした考え方には賛成するものです。そのときに、いくつか他の委員さんからも出ましたように、NPOプラザとの関係ですけれども、これにつきましては、1998年にNPO法ができて、全国的に非常に多くのNPO団体ができていて、今コンビニと同じぐらいあると言われているわけです。その中でとりわけアートNPOという、団体というかそういうカテゴリーも実は結構あり、一定のパーセ

ンテージを占めています。ですから、必ずしも全く親和性がないとも言えないところはあるかと思えます。

ただし、おっしゃられましたように、色々福祉系のところとか、自然の環境だとか、色々な多角的な活動の拠点でありますので、十分にそれと全くマッチングするかというと、必ずしもそうは言えないというところを感じると思います。

それと、もう1つはその美術館です。文化芸術の分野は3つがあります。1つはビジュアルアートという美術系のアート、それから文芸というアート、それからもう1つ、パフォーマンスアートという3つのカテゴリーがあるわけです。そうした中で、ビジュアルアートとパフォーマンスアートは、親和性が非常にあります。これが一体に、あるいは近接で、整備されるというのは、良い意味があることではないかと思えます。

しかしながら、美術館は美術館で非常に専門性がありまして、実際に平成30年3月にリニューアルの基本方針が出ています。これについては相当に考え抜かれた現況での方針が打ち立てられているようにも思えるので、そこをどのように尊重していくのかということがあるかと思えます。移転と一体整備について、機能的なことと言えば全くおっしゃるとおり、色々な面で近いところがあるのですけれども、直ちにこれを一体に整備することが、本当に現実性があるのかどうかということに、やや疑問もあります。もう少しそれぞれの専門性というか、美術館の立場から考えていくということも必要なかと思いました。文化芸術の分野とは非常に多様で、多様性が本質でもありますから、色々なジャンルに聞くと、違う意見が出てくることは、仕方のないというより、予定しなければいけないのです。それにしましても、その美術分野というものの特殊性も十分読み取った上で、本当にここがいいのか考えていただく必要があるのではないのでしょうか。

それから、ホールについて申し上げますと、先ほど事務局から御説明あったとおり今の県民会館の色々な不具合や課題の解決が、現況の土地では難しいという皆さんの御意見が一致しました。それはとりもなおさず、現況の県民会館の機能をもう少し改善しなければいけないということ。改善のためには、バックヤードからもちろん客席からロビーから、表回り裏回りすべてにおいてもう少し面積が必要となります。あるいは、これまでない機能も加える必要が生じます。また、文化芸術基本法が改正されていますけれども、その中で謳われているのは、これから公共ホールはもう少し創造的な機能とか、人材育成機能を、県民会館ホールは持つ必要があるということで、県民会館は、県内のホールのセンターにならなければいけないという議論も実際出ています。そうすると、研修的な機能やそれに伴うアーカイブ、資料等をストックしていくような機能など様々な機能が求められるので、それを一気に整備しようとする、相当な面積を要するという結論であります。そこで申し上げますと、この54,000㎡というのは、すごく広いので、問題・課題は一挙に解決できるのではないかと期待をしているというところがございます。

それと、以上が案に対するコメントなのですが、もう1つ、考え方としてちょっと視点をずらして考えますと、A-③で何か民間を参入させるのは難しいというお話もありましたけれども、これからホールを作ると、ホテル機能やレセプション機能といったものが求められてきます。特に国際級のタレントなどを呼べるような大きなホールになるわけです。そうしたときに、ホテルなどが、手近なところに機能としてあるというのは、ふさわしい姿で

はないかとも思えるので、この民間に与えられる余地も議論として残しておいてはどうかというが私の意見です。

それからもう1つ、新たな機能として、NPOと関係しますけれども、いわゆる官でもなく民でもない中間組織、NPOですが、イギリスでは文化芸術を振興していく機能として、アーツカウンシルというのがあります。これがまさにNPO、イギリスをモデルとした非営利団体なわけですが。そのような機能もここに持たすことはできないのか、これはほとんど事務所機能的なもので済むのですけれども、ここに書かれてない新たな機能もいくつかありますので、そういった提案を含めて統廃合を考えてはいかがか。つまり、複合化というのを、少なくするというだけの論点だけではない余地を残して考えていった方が、幅広い議論ができて良いエリアになると思います。ですから、また、先ほど他の構成員がおっしゃっていただいたような、スポーツ施設も入る余地があります。何をどのように整備するかということは、考えていかなければいけない。

それともう1つお聞きしておきたいのですが、これは一体整備なのか分棟でもいいのかどうかというのをお聞きしたい。これは重要な問題なのですけれども、どのようにお考えなのか、最後に聞いておきたいと思った次第です。以上です。

#### 【堀切川座長】

ありがとうございます。特に最後の部分につきまして何かコメントありましたらよろしくをお願いします。

#### 【事務局 志賀課長】

ありがとうございます。

最後のところの一体整備か分棟整備かについて、まだ今のところ、具体的に考えていませんが、第1回懇話会で説明したのは、国の方でもこういった再編集約統合を進めるための有利な地方債制度がありまして、その前提は、基本的には集約一体化する整備の方向で、1と2の施設があったら、現状の1と2の床面積よりも新たにつくるものが小さければ、非常に有利な財源措置がある地方債が打てるということになっています。

しかしながら、様々な新しくつくるものの機能といったものを色々検討していったときに、必ずしもそのスキームに載せていくべきかどうかというまた別の議論が必要ですから、現在一体でつくろうとか、分棟でも構わないということについて結論は出ておりません。どちらの可能性もあろうかと思っています。

#### 【志賀野構成員】

わかりました。

#### 【堀切川座長】

ありがとうございました。それでは続きまして舟引構成員よろしくをお願いします。

## 【舟引構成員】

いくつか気の付くところを。

最初から議論になりました広域防災拠点とNPOの話がまず1点です。広域防災拠点は、阪神淡路大震災のときの貝原兵庫県知事が、その次に起きたときの復興拠点、救援拠点となるような施設で、200ヘクタールの大きなものを三木市につくりました。平時は運動公園として、それもワールドクラスのものが呼んでこられるような公園として、いざとなったらそこを拠点に物資を集めて、実際、東日本大震災のときでも、兵庫県の救援部隊は物資も含めて一旦三木の防災公園に集めた上で、高速道路でこちらに輸送しました。また、今回の東日本大震災で類例としては、岩手花巻運動公園があります。釜石市と花巻市が防災の時の相互協定を結んでおり、市街地が全く使えなくなったときに、自衛隊を含めてバックアップ拠点を花巻の運動公園におき、そこから道路を使って様々な資源供給をやるといった趣旨のものであると私は理解しております。

残念ながら、県の防災拠点の中身についてはあまり詳しくないのですけれども、そういう趣旨のもので、最初に自衛隊が来て、そこで何らかの活動をするというようなイメージのものがある程度想定されていますが、NPOの人たちがいるべき場所は、むしろ被災の現場に近いところで、送られてきた物資をうまく届けるとか、そういうような形であって、トラックを運転して物を運ぶとかではないのではないかと、これは県の防災計画の中での防災拠点の位置付けがどうなっているかということをきちんと確認をして進まない、防災だからNPOがいいという短絡的な発想は、震災復興政策には馴染まないのではないかという気がいたします。それがまず1点です。そういう意味では、広域防災拠点と防災に関して言うと、運動施設というのは比較的馴染みはいい。スペースというのが、有事の際には、極めて重要な役割をします。屋根のある空間というのは、体育館であっても武道館であっても、非常に大きな役割をいたします。まず、ハードな面で馴染みがあるかどうかということが1つだと思います。

それから、先ほど志賀野さんがおっしゃったように、アートに関してですが、兵庫で僕もちょっと携わっていて、兵庫県の芸術文化センターは音楽だけでしたが、愛知のNHKの跡地には美術館も入っている。ものづくり方だとかは、当然音楽と美術は似て非なるものだと思いますのですけれども、それはあってもいいのではないかと思います。そこでさっきの防災拠点というものの性格と、またそこがちょっとどうかという部分があるのではないかと思います。

それで、美術館の話になると一番気になるのは、仮に美術館案を持ってきたときに、今の美術館の所はどうなるのだろうかということ。さらに言うと、県民会館のところはどうなるのだろうか。これは県有施設の話ではなくて、仙台都市圏の都市機能が、どうやったら有効に働くかという観点で、今、日本中PRE、パブリックリアルエステートで、公共不動産をどう活用すると地域の活性化になるのかということでプランを色々作っている中で、県有地だからといって、県が勝手に用途を決めてしまっているのか、ここは非常に難しいところだと思います。本来は公有地、県有地であれば、率先して理想的な土地利用の機能へ誘導すべき立場であることも、忘れてはいけないと思います。

しかしながら、政令指定都市と都道府県の関係としては、都市計画上、都市計画決定権者

としては知事の方が上位にはありますが、仙台市は、ほぼ仙台市長の権限で都市計画を定めることができます。したがって、先ほども話がありましたけど、大規模集客施設制限地区を、都市計画の特別用途で、わざわざあのエリアに大規模小売店舗が入らないような形で、仙台市が指定をしているのはなぜかということなのです。指定しているからいけませんという話ではなくて、なぜそこが指定されていて、どういうロジックでそうなっているか。もちろん県の先ほどのホテルだとかレストラン機能というのは、あると非常に面白いと思うんです。そうすると、むしろ都市計画が駄目だからではなくて、都市計画の上位の立場にある県として、どのような提案ができるのだろうか。あくまでも決め事ですので、用途として受け入れられないからここ無理です、というのはちょっと判断としては、早計すぎるのではないだろうか。

あともう1点気になるのは、宿泊機能があります。青少年の宿泊機能を前にやっていたから引き続きやるのかどうか、という部分がありましたけれども、これはここで申し上げたように、宿泊機能の是非は多分私たちにはわからないのですけれども、今どき、公共側が宿泊機能をきちんとやるようなことを、きちんと判断をしておいたほうがいいのではないだろうかと思います。

以上です。

### 【堀切川座長】

ありがとうございました。大変貴重な御意見を皆様の方からいただいて、順番が私に来ましたが、特に言うことはないです。方向性を取りまとめるのが今日の私の役なので。実は最初に心配したのは、皆様から方向性が全く違う御意見が出たとき、最後私はどうしようという立ち位置でしたが、そういうことでもなかったの、非常に安心いたしました。

多分皆様の御意見に共通する部分だけを、まずはっきりさせておきたいと思います。まず県民会館、東京エレクトロンホールを仙台の医療センター跡地に移転整備するという事自体についての反対は、まずなかった、それはその方向でいいのではないかという御意見が、ほぼ全員であったと理解いたしましたので、今日の議論のまとめの1つとしては、県民会館は、医療センター跡地に移転整備する方向性で検討を進めましょう、ということによろしいかと思いました。

2つ目ですが、移転する場合には余りにも広い場所ですので、県民会館単独ということはまずないので、何らかの施設やその機能の集約を検討する、他のものも行けるものは行った方がいいという方向でいいのかと思いました。そこを確定はしない方がいいのかなとは思いますが、ムードとしては美術館が行くのはいいのではないかというか、両方にとってプラスになるという、そういう御意見が多かったように理解はいたしました。

次に、問題のNPOプラザの問題ですが、比較的慎重な御意見が多かったというふうに思いますので、そのアーツ的な機能のところ2つを医療センターの跡地には。美術館をとということを決める立ち位置にはないので、とにかく、県民会館が医療センターに行くということと別の機能のものもいった方がいいということまでは、皆さんの共通の理解かと思えます。その中で、意見としては美術館がいくのもいいのではないかという意見が多かった、という感じの理解をいたしました。

B案側の方ですが、B案側の方の施設についても、可能な限りやはり再編集約した方がいいのではないかと御意見が多かったということであったかと思えます。

NPOの方については少し再検討していただいて、より良いセットはどういうものがあるかというのを、考えていかれたらいいかと思いました。

私の個人的な意見は、こういう再編集約した結果、当然ですが残されるフリーな土地が出てくることになるかと思えますので、その残されたフリーな跡地が、確定ではなくてもこういう方向で活用ができるのではないかとというのがないと、全体として、いい・悪いという意見がなかなか言いづらいと思えますので、案の案のような、たたき台のたたき台以下かもしれないのですけれど、その再編集約した結果残る跡地の利活用として、例えばというようなものを少し見させていただけると、ありがたいというふうに私自身は思いました。

それぞれ御専門の立場から、貴重な御意見をいただけて本当によかったと個人的には思っております。

ということで、あと最後に事務局の方から全体を通じて何かありましたらよろしく願いいたします。

### 【赤石構成員】

その前にちょっとすみません。1番目の発言で、ちょっと言いたいことを1つしか言わないで様子見をしていたのですけれども、本当に重要なことだと思うのは、先ほど舟引委員の発言はまさしくそのとおりで、私も全く同じ考えです。県が都市計画を作るぐらいの、つまり復旧と復興、震災後よく言われましたが、私あれを聞いていて、復旧とって旧に復してどうするのかと思っていた。かなりきつい言い方ですけれども、今、令和の時代になって、平成の30年、実はもう昭和に作ったもののライフサイクルは、ほぼ終わろうとしている。本当は、平成のときに新しいものに転換していくべきだった。ところが令和になって、平成がそういったことを何もできなかつたら、もう今、待たなしになって、どうしようもないということになっている。つまり昭和に作ったもののライフサイクルは、かなりもう終わっているという認識です。だからそれを復旧させても、何の役にも立たない可能性が高いんです。

やはり新しい何かの価値とか、新しいものをつくっていく必要があるのだろうと思います、令和の時代になって。ですから、その観点から今回は今まであったものを集約するということになり、それではやはり、その中でも役割を終えているものと、あるいは形を変えればまだいけるものとか、そういった、今後どんどん伸びていく、あるいはここに注力しなければいけないというものが必ずあるはずで、まずそれを決めてから集約していかないと、集約というのは、今までありがとうとまとめるだけでは駄目で、そのときに、切らなければいけない。かなり県として難しいと思えますけれども、表立っては言わないけれども、もうあなた方はもうそろそろ終わりよというような場所で、かなり離れたところにここに新しい施設つくるから、ここで頑張って活動してというような感じでしょうか、ちょっと言い方きついですけど、そういったメリハリをつけないといけないのかなと思います。

あともう1つは、財源の問題です。私もちょっと気になっていたのですけども、これだけの16,000坪もの土地を開発するのにいくらお金かかるかと。その金はどこから持ってくるかと。志賀野委員さんからの発言で、やり方によっては、国から金がでるのではないかと。

たまたま今日なのでですけど、菅官房長官がどこかの美術館で、インバウンド狙いで、光か映像か何かを使ってやる美術館を見て、これはすごいと、こういったもので日本文化を分かりやすく、海外からの旅行者に発信できれば、これに越したことはない。もし、菅さんが本気でそう考えているのであれば、ここをそういうふうなコンセプトで、国から金を出させて、新たなインバウンドの旅行者に日本文化を伝えるものですか、そういった新しいものに転換していけば、予算措置なども国から持ってこれる可能性はないのかと思いました。

美術館自体は、借景と言いますか、景色の良い所にあって、その美術館の建物自体の造形美、それから周りの借景、中の展示物が三位一体となって、その美術の良さを伝えるのが美術館ではないかと勝手な想像をしているんですけど、もしかしたら、それは昭和の感覚かもしれないですね。ですので、中にそういった新しいコンセプトのものを持ってきてもいいのかもしれないですね。

それからスポーツ施設についても、私が期待するのは、八村塁くん、富山出身ですけども、明成高校で今NBAですから、これがあと何年か10年か先に、NBAの試合を仙台でやろうとなったとしたら、どこでできるのだろうと考えます。もし仙台で、東京ではあると思いますけれども、仙台でやりたいと彼が言ったならば、仙台市に10,000人でしょうか、とにかく室内競技場でそれだけ入れる所があったら、何か県民としても、ワクワクするのではないかなと思う。そういう発想で考えていただければと思う。

あと第2回目のときに、学会の開催について申し上げましたが、先ほども2,000人でと県民会館について言っておりましたが駄目です、3,000人を目指してください。そうすると世界から来ますから。学会でも3,000人規模でとなれば。ですから、それです飲食とか分科会も必要なのでですけども。そういった観点からどうすればいいというのは言えませんけれど、そういった施設をまた今までとは違った視点で考えていただければ嬉しいと思う次第でございます。

以上です。

### 【堀切川座長】

貴重な意見、ありがとうございました。個人的には2,000人だと郡山市にもあるので、面白くないかと、どこかで思っていたのですが、3,000人は東北になく、面積が非常に広い場所なので、椅子代がかかるのであれば2,000席まで立派な椅子で、あとは補助椅子などを入れるようにすると、補助椅子のスペースの分もまた建物が大きくなる。それぞれ2棟建てると国から金が出ないのであれば、渡り廊下で繋いで1棟だという、被災時に渡り廊下でお互いに逃げ場所があるんだというような理由で、なんとかなるかという感じもいたしましたが、面白い御提案なので、3,000人という気分が乗る感じいたしますが、いかがでしょうかという感じです。

### 【加藤構成員】

今赤石先生の話に触発された部分はあるのですが、令和の時代は、やはりパラスポーツがすごく注目されると思いますし、加えてあの2020年東京オリンピックで新たに採用さ



れるニュースポーツなどがありますので、そういうフィールドというものも考えられると思います。第二総合運動場をそっくりそのまま持ってくるということではなくて、プラスアルファで新たな観点で、必ずしもここに来なければいけないということはないのですが。別の場所でもいいのですけれども、そういうことを御検討いただくとありがたいと思います。

### 【志賀野構成員】

ホール系のことがちょっと話題になっているので、私がお話しておかなければと思います。2,000席を超えるホール、今のところは、何となくそのような方向になっておりますけれども、例えば日本で代表するホールといえば、上野の文化会館、随分前（1961年会館）にできたのですが、あそこは2,303席です。そのぐらいを例えばモデルにするという考えもできると思います。これから大きさは議論があるのではないかと考えております。

客席に関しては、行われるコンテンツによって、要求するキャパシティというのがあります。興行界で言えば、例えばSMA P、嵐など大きい興行はどこに行くかという、この辺だと、6,000人収容できるグランディに行く。イギリスだと、例えばロイヤルアルバートホールというのが、7,000人から8,000人入る。そういったところでは、多様な興行ができています。

全国的に言うと、例えば大阪城ホールとか横浜アリーナというのは、スポーツだけではなくて、実はそういうイベント系の、スポーツと興行系が両方できるという目的で作られた施設というのが全国にいくつかあります。それら大型の興行狙いと、今検討されている劇場はおのずと異なります。いわゆるホールとしての機能、それから用途等を考えると、（劇場は）むやみに大きくしにくい。そこで2,000席ぐらいがちょうどその分岐点になっていくわけです。それで（客席数を）どこまで伸ばせるか、それを今おっしゃったように、イベントによって客席の一部を閉じたり、開いたりする建築的な工夫ができる事例も実は出てきています。そういったことも含めて、考えていかなければいけないと思います。

何が言いたいかと言うと、劇場ホール系と体育系施設とがあったときに、今議論になっているホールは、その中間になってくるわけです。今議論になっているのは、大きくなればなるほど、どんなセットアップを県はしようとするのか、専門性も必要な議論となります。大きければ良いというだけではないとコメントしておきます。

### 【堀切川座長】

ありがとうございます。

色々貴重な本当に御意見いただいたところですが、事務局の方から何かありましたらお願いします。

### 【事務局 志賀課長】

先ほど舟引先生からの御指摘にお答えできる範囲のものを、少しお答えさせていただけたらと思います。

まず広域防災拠点ですが、貨物ヤードの方の跡地の方に整備をし、陸上自衛隊の苦竹駐屯地が至近ですので、有事の際には自衛隊との協力のもとで、広域的な一時的な避難場所と、物資の集約、そして配送の拠点になるような施設ということを前提に考えている場所になり

ます。今回の宮城野原仙台医療センターの跡地は、そういった隣にある広域防災拠点の機能を、補完するといった位置付けでボランティア等々の活動拠点になる、あるいは一時的な避難場所の補完的なものも含めて、広域防災拠点計画の中では、そういう位置付けになっています。

ボランティア活動等につきましては、宮城県社会福祉協議会もそうですが、非常に混乱する中で秩序だった取組はなかなか難しい中で、これを体系的に計画を立ててやっていく取組も進めてはいますけども、現実、8年前に、このNPOプラザでは、やはり全国から現地に入ってこういう支援をしたいのだけでも、どうしたらいいかという問い合わせ等で、ここに一時的に寄せられたのも、非常に多かったようです。

あと、どの地域でどういうものがどういう活動を欲しているかという、若干落ち着き始めた頃からですけども、そういったもののマッチング機能、つまりあそこでこういうNPO活動の皆さんがいてくれると良い、こういう支援がしたいというニーズのマッチング機能を、ある程度このセンターで果たした部分があったといったことでした。その他の、先ほどの情報発信等を含めて、様々な支援を申し出る企業、団体、NPO等々の各種相談や問い合わせ等も行った実績はあったようです。

今回、冒頭に御指摘もいただきましたけども、前回そうだったから今回もこういう機能を発揮できる場所だと前提にもの考えるということだけではなく、新たな広域防災拠点を隣にしたこの拠点に、例えばNPOプラザが来た場合に、こういう二次的な活動、あるいは発展的活動、前回の実績等も踏まえた新たな展開機能を持たせていただくことが考えられるかどうか、色々今日賜った意見も踏まえて、更に検討を深めていけたらと思っています。

もう1点、仙台市の大規模集客施設制限の指定の経緯です。確たるものを全て調べきれたわけではないのですが、まず指定されたのが2008年、平成20年で、その2年前になされた、2006年、平成18年まちづくり3法改正を契機にしたものであるといったことで間違いなさそうです。大規模小売店舗立地、中心市街地活性化と改正都市計画法でまちづくり3法でございすけれども、やはり基本的なコンセプトとしては、大規模のいわゆる小売店舗等々の郊外移転・郊外立地といったものと併せて対になっている中心市街地のいわゆる衰退を防ぐための法律をもとに、当時、この宮城野原のこの地域周辺は、優良な住宅地域でもあるといったこと、また、当時の道路整備の環境、道路アクセスの環境が、なかなかその大規模集客施設を置いた場合に、交通渋滞とアクセスの問題等が解消されるのが難しい地域ということで指定された経過を確認することができたところ です。

当時から周辺の道路の整備等が進んだ部分が若干ございますけども、こういったことを踏まえて、仙台市当局の方と検討を深めていく中で、率直な意見交換も含めて、可能性を探っていきたいと思っています。

### 【舟引構成員】

タイミング的に申し上げますと、市の総合計画の10年見直しに着手しており、それに併せて都市計画マスタープラン、仙台市のマスタープランを見直そうとしているときに、その場所はどう位置付けられるのかというのが、ここで決まってしまうと、多分10年間は何も変更がきかない形で位置付けられてしまうわけです。そうするとホテルだとか何とか言ってもそう

はいかない。大規模小売店舗等についての判断を 2009 年のときに行っているはずだと思います。そこは確認しないとイケないと思います。

#### 【堀切川座長】

仙台市との接触，頑張ってください。

あのエリアはホテルも駄目なんですか。県民会館がいて、仮に美術館がいった場合に、まだまだ平米数が余ると思いますけど、そこに宿泊施設的な民間のホテルというのも、仙台市の規制的には難しいですか。ホテルだと大丈夫ということはないですか。

#### 【事務局 志賀課長】

ちょっと具体的に検討してみなければいけないと思いますが、5ヘクタールもある土地ですので、建ぺい率上は、様々な建物は持ってこれるキャパシティが十分あると思います。しかし、形状とか、平面駐車場もある程度確保しなければいけないなどということもあり、びっちり建ててしまうわけには多分いかないところもありますし、さらに将来的な敷地内での移転の可能性なり、建て替えの可能性のスペースなども考えたときに、どこまでできるかといったことを、今後具体的に検討していく必要があるのかと思っています。

#### 【堀切川座長】

ありがとうございました。A-①案に、A-③案的なところでもってこられるものとして、小売店ではない民間で機能するものというのをもってくるというのは、かなり有力な感じもいたしましたので、ぜひ少し幅広く、A-①案あたりをベースに広がっていくといいかという気がいたしました。ありがとうございます。

#### 【舟引構成員】

今の話ですけど、これは都市計画の特別用途地区という、一般論、一般的に工業専用とか住宅専用という用途ではなくて、自治体のオーダーメイドで規制がかかっているんで、その具体的な中身はその中をちゃんと見てみると、一般論でホテルが建つかどうかというのは、ちょっとすぐには分かりません。

水島地区も特別用途地区を変更しているんで、十分可能性はあると思います。

#### 【事務局 後藤部長】

今、何点か仙台市との意思疎通を必要とするような御指摘をいただきました。今残っている、建てられるかどうかということもそうですし、定禅寺通りの中心部の跡地をどう使うのか、美術館の跡地をどう使うのか、それから防災拠点を仙台市の防災計画との関連性を今後どうしていくのかというような話等もいただきました。その辺は、今後の整備計画、施設の集約化そのものではないにしても、関連事項として、今後の将来的な課題として、しっかり仙台市との関係性をつくりながら、繋いでいく課題かと感じましたので、最終的にこの懇話会なり、我々の基本構想をまとめる段階での検討事項なりに残しておきたいと考えます。

それからもう1点、志賀野先生からいただきました県民会館の機能と規模のお話ですが、

そこは重々御承知かと思えますけれども、県民会館の検討の方で、規模はお決めいただいて、その流れを受けながら我々の方で、最終的な大枠としての方向性を決めていくという関係性になっておりますので、そこは我々としても環境生活部と十分に意思疎通を図りながらやらせていただきたいと思います。

以上です。

**【堀切川座長】**

ありがとうございました。

それではそろそろこの議案はよろしいでしょうか。では、最後にその他というのがあるので、その他で事務局の方から何かございましたらお願いいたします。

3. その他

**【事務局 志賀課長】**

取りまとめということで、大変ありがとうございます。

本日、皆様から様々な意見を頂戴いたしましたけれども、こういった御意見を参考にさせていただきまして、今後具体的に庁内、あるいは関係機関の皆様がいらっしゃいますので、そういった担当部局等々の皆様と具体的な調整を進めさせていただきますとともに、具体的な計画に落とし込んだときに、また建築関係を始めとする様々な規制とかルール、決まりごとが関わってくる可能性があります。こういった法令面の制限等も問題がクリアできるかどうかということを更に確認しながら、検討を深めていきたいと思っています。

次回の懇話会においては、当方でそういったことで検討を踏まえた再編・集約の、こういった形になりそうだとイメージをお示ししまして、更に御意見を賜りたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

**【事務局 伊勢主事】**

次回の懇話会は、11月頃を予定しております。後日改めて日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の意見交換の内容につきましては、議事録に取りまとめまして、また別途、構成員の皆様へメールで送付いたしますので、内容の確認をお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

**【堀切川座長】**

ありがとうございました。

それでは改めまして、本日予定しておりました内容は以上でございますので、議事を事務局にお返ししたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

4. 閉会

**【事務局 鈴木課長補佐】**

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第3回県有施設再編等の在り方検討懇話会を終了させてい

ただきます。ありがとうございました。

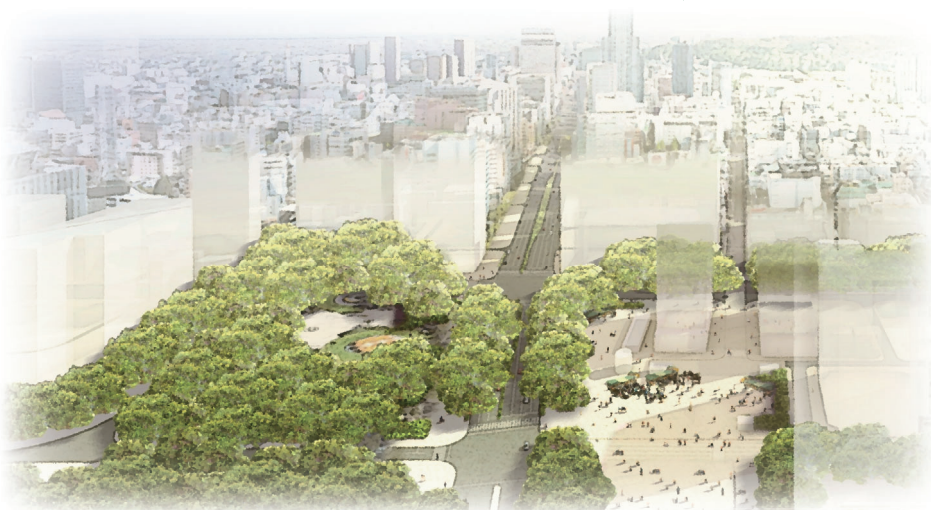
以上

# 概要版

## 勾当台・定禅寺通エリアビジョン

「交流とゆとりを楽しむところ

～みんなで育む仙台の庭～」



令和3年5月

仙台市 274

# 第1章 勾当台・定禅寺通エリアビジョン策定の背景・目的等

## 1. 勾当台・定禅寺通エリアビジョンについて

### 策定の背景

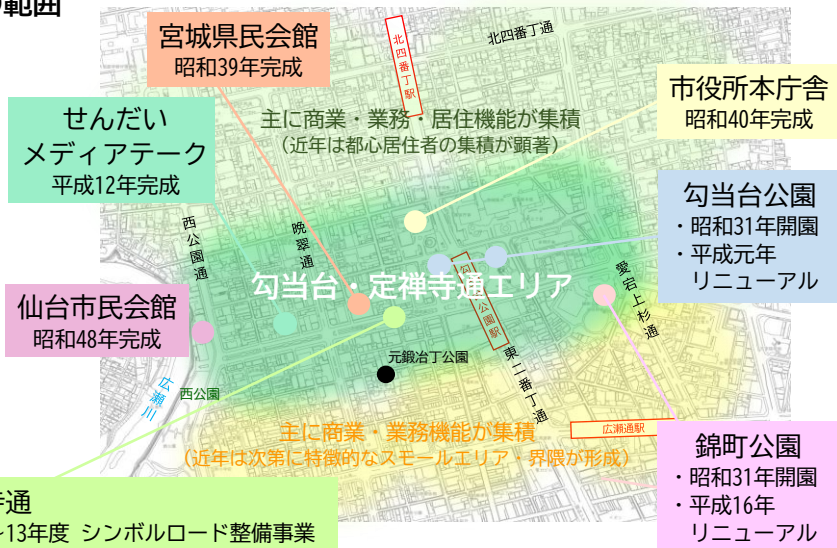
- 建築物の老朽化や日常的な人通りの仙台駅周辺への集中等、勾当台・定禅寺通エリアにおける各種課題の顕在化
- 50年から100年に一度とも言うべき、公共施設・公共空間の再整備の集中
- 新型コロナウイルス感染症の流行がもたらす生活様式や価値観等の変容による、大都市から地方への関心の高まり、都市間競争発生の可能性等

### 策定の目的等

- 将来のまちづくりに向け、令和12年度を目標年次とし、公・民が共有する「まちづくりの理念」と、本市としての「施策や取り組みの方向性」を示す
- 他のエリアとの関係性を意識して個性・強みを磨くまちづくりを都心各所へと広げ、それぞれのエリアの個性・強みが際立ち、多様な魅力がつながる「将来にわたり選ばれ続ける都心」を目指す

## 2. 勾当台・定禅寺通エリアの範囲

- 勾当台・定禅寺通エリアの範囲は、広瀬川左岸に位置する、北を市役所周辺、南を元鍛冶丁公園周辺、東を愛宕上杉通周辺、西を西公園通周辺とした南北約0.5km、東西約1.2kmの範囲とする
- 周縁部には、居住、商業、業務等の都市機能の集積が見られる



## 3. 勾当台・定禅寺通エリアのあゆみ

年代	概要	
江戸時代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仙台開府の頃、伊達政宗が仙台北東の鬼門封じのため、現在の仙台合同庁舎付近にあった「定禅寺」を真言密法の祈願寺と定めた</li> <li>○また、盲目の狂歌師であった花村勾当が現在の宮城県庁西側に屋敷を構えたことが、現在の地名の由来となった</li> </ul>	
明治・大正時代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃藩置県により仙台藩の庇護を失った定禅寺は廃寺となり、跡地には陸軍の病院施設が整備された他、周辺には当時の仙台区役所や師範学校、書蔵館、警察施設等が相次いで整備された</li> </ul>	
昭和以降	昭和20年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和20年の仙台空襲の後、戦災復興に向け、昭和21年には東二番丁通や定禅寺通等の幹線道路、勾当台公園等が都市計画決定され、区画整理に伴う民有地の減歩や移転等、市民の協力の下でそれら施設の整備が進められた</li> </ul>
	昭和30~50年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○勾当台公園の開園、定禅寺通へのケヤキ植樹、宮城県民会館の完成、現在の市役所本庁舎の竣工等を経て、昭和50年代後半から地下鉄整備や東二番丁通・勾当台通の直線化等の大規模施策の検討に着手した</li> </ul>
	昭和60年代~平成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東二番丁通・勾当台通の直線化、地下鉄南北線や141ビルの開業、勾当台公園のリニューアル等により、現在の勾当台の街並みが形成された</li> <li>○平成10年代からは、せんだいメディアテーク開館、定禅寺通へのウッドデッキ等の整備を経て、公共空間利活用が徐々に進んできた</li> </ul>

## 第2章 勾当台・定禅寺通工エリアの位置付けと現状等

### 1. 関連計画等における勾当台・定禅寺通工エリアの位置付け

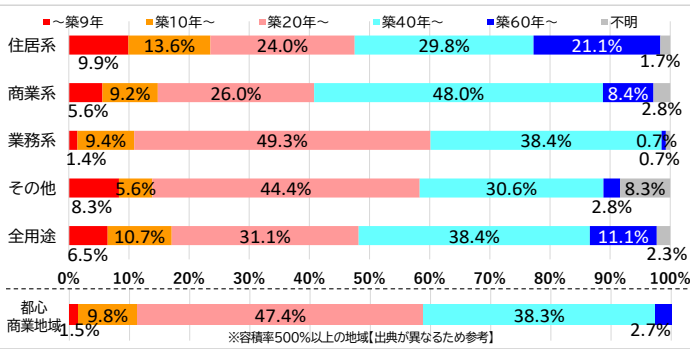


本ビジョンは新総合計画や分野別各種計画と、エリアで展開される具体施策との間をつなぐ役割を担う

### 2. 勾当台・定禅寺通工エリアの現状

#### 建築物の老朽化

下：勾当台・定禅寺通工エリアにおける建築物の築年数（都市整備局資料よりまちづくり政策局作成）

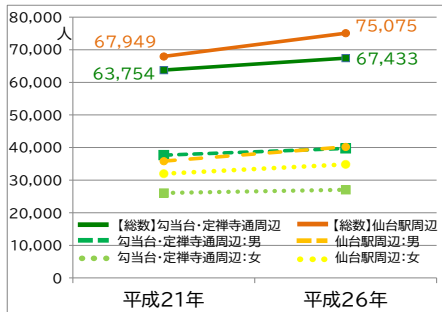


#### 【左記建築物築年数統計の範囲】

勾当台・定禅寺通工エリア（一部隣接地を含む）における容積率500%以上の商業地域（下記赤枠内）

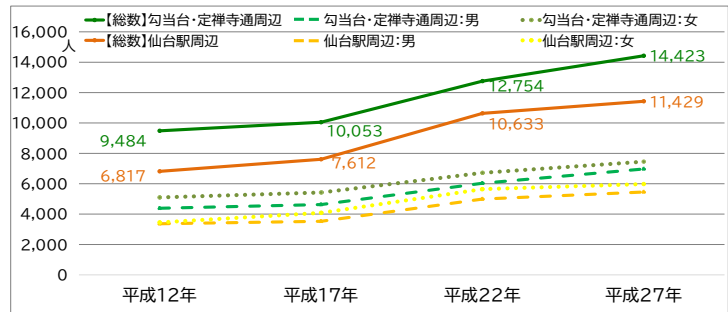


#### 就業者数



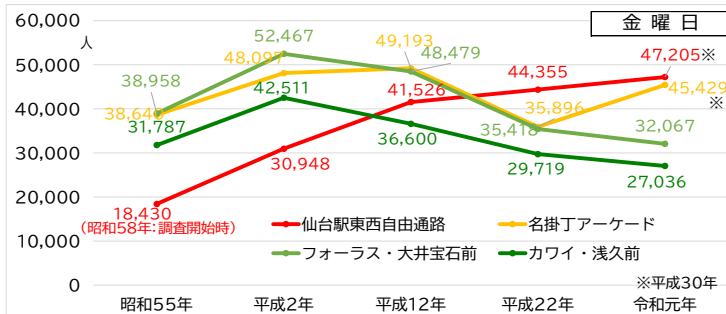
上：勾当台・定禅寺通工エリア周辺と仙台駅周辺の就業者数推移（経済センサスよりまちづくり政策局作成）

#### 居住者数



上：勾当台・定禅寺通工エリア周辺と仙台駅周辺の居住者数推移（国勢調査よりまちづくり政策局作成）

#### 歩行者通行量



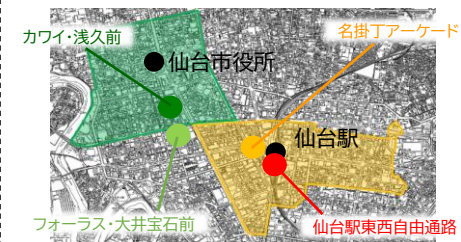
上：歩行者通行量の推移（金曜日）  
（仙台商工会議所・仙台市「仙台市内中心部商店街の通行量調査結果」よりまちづくり政策局作成）

注：大規模なイベントの開催と調査とが重複している場合、直近年次の結果を記載

#### 【就業者数・居住者数統計の範囲

（各約1.25km<sup>2</sup>）と歩行者通行量調査地点】

勾当台・定禅寺通工エリア周辺：  
一番町4丁目・春日町・上杉1丁目・木町通1丁目  
・国分町2～3丁目・立町・本町2～3丁目



仙台駅周辺：  
青葉区五橋1丁目・中央1～4丁目・若林区新寺1丁目・宮城野区榴ヶ岡・榴岡1～5丁目

### 3. 勾当台・定禅寺通工エリアの個性・強みと課題

#### ◎エリアの個性・強み

- 多数の公務従事者の存在や就業者の増加、特徴的なスモールエリア・境界との隣接、起業・開業に関する有利な賃料や高い実績
- 都心居住者の増加やその集積エリアとの隣接、心地よい場所、みどりや文化芸術等の景観が絵になるといった仙台を象徴する都市イメージの集積
- 市民が中心となって行われる、文化芸術をはじめとする多彩な活動やイベント等と、それらの場でもある公共施設・公共空間の集中

#### ◎エリアの課題

- 人々がまちに出たくなる、訪れたくなる魅力を高める



1. 勾当台・定禅寺通工エリアのまちづくりの理念

【勾当台・定禅寺通工エリアのまちづくりの理念】  
“交流”と“ゆとり”を楽しむところ  
～ みんなで育む“仙台の庭”～

他のエリアとの関係性を意識してエリアの個性・強みを磨く

【勾当台・定禅寺エリアの個性・強み】  
「人々の多彩な交流」 「ゆとりある雰囲気」  
「多様な主体の協働」

人々がまちに出たくなる、訪れたくなる魅力を高める

都心全体の課題である「まちの回遊性を高める」ことや、  
周縁部の就業地・居住地としての魅力向上にも寄与

将来にわたり選ばれ続ける都心へ

勾当台・定禅寺通エリア  
 (勾当台・定禅寺通エリアビジョン)  
 “交流”と“ゆとり”を楽しむところ  
 ～みんなで育む“仙台の庭”～

豊かにつながるみどりの開放的な空間で、  
 人々が絶え間ない交流と心地よいゆとりの時間  
 を楽しむ光景が広がり、  
 市民をはじめとする多様な主体が協働して、  
**仙台らしさや新たな価値を生み出す、  
 みんなで育む“仙台の庭”**

勾当台・定禅寺通エリアと他のエリアとの  
 関係性のイメージ

都心のみどりと活力を享受する  
 都心居住者の集積するエリア  
 木町通・三日町・上杉・錦町周辺

仙台市役所

勾当台・定禅寺通エリア

本町周辺  
 立町周辺  
 国分町周辺  
 大町周辺  
 昼も夜も楽しめる特徴的な  
 スモールエリア・界隈

宮城県  
 美術館

国際センター

青葉山公園  
 センター

仙台市博物館  
 仙台城跡

市の都の歴史文化資源や学術研究機関  
 国際催事場などを有するエリア

瑞鳳殿

高等教育機関が  
 集積するエリア

青葉通・一番町周辺  
 ～賑わいに満ちた商いと出会いの場～  
 青葉通やアーケードを軸に、ビジネス・商業・  
 文化を中心とした盛んな交流が、地域に“出会い”  
 の機会と“賑わい”をもたらしエリア

仙台駅周辺  
 ～東北の発展を牽引する仙台の顔～  
 広域的な交流を支える東北の玄関口であり、国際  
 競争力を有する高次な都市機能が集積した仙台・  
 東北の経済活力を生み出す中枢エリア

宮城野通周辺  
 ～住む・働く・楽しむ・学ぶが  
 調和した、多彩な市民活動の場～  
 業務や商業、学校などと居住環境が調和した利便性の高い環境  
 の中で、多層的なコミュニティが形成された、人々の交流やア  
 クティビティにあふれるエリア

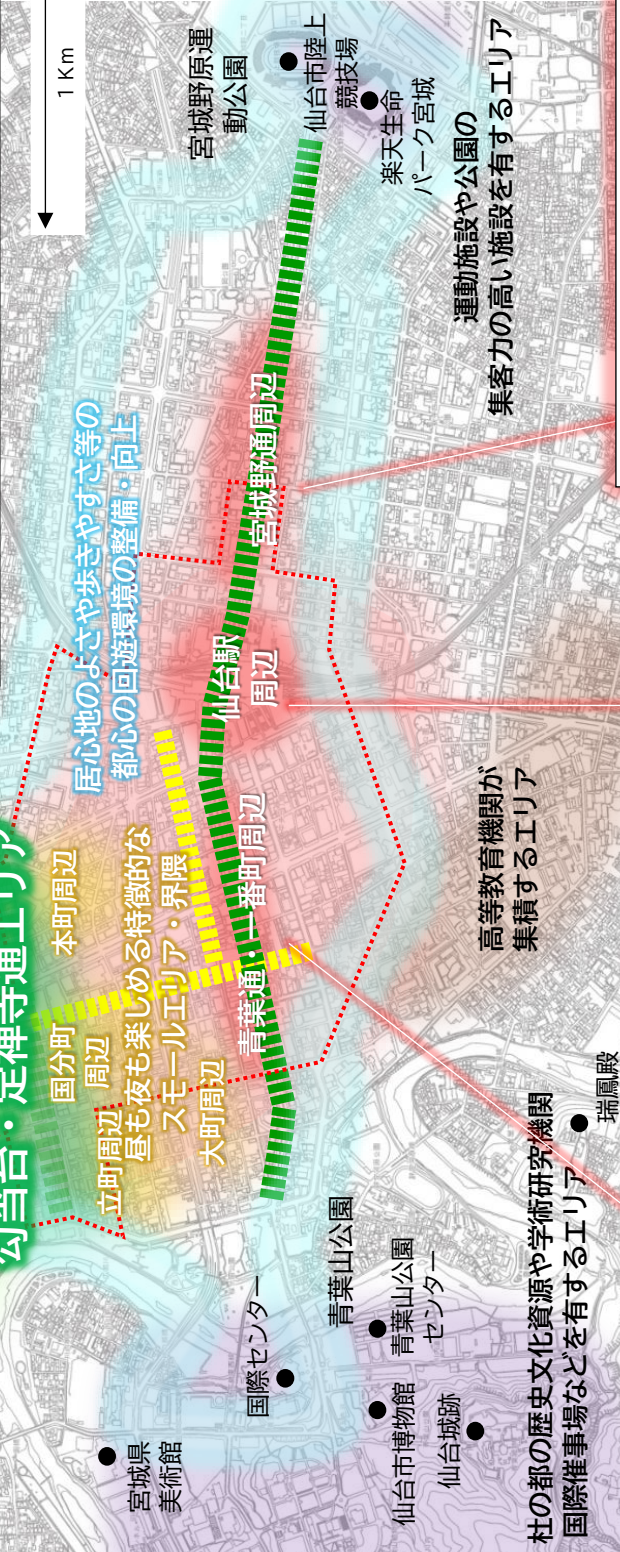
凡例

勾当台・定禅寺通エリア (市役所周辺～元鍛冶丁公園周辺～西公園周辺～愛宕上杉通周辺)  
 周縁エリア (都市再生緊急整備地域の外側) (商業・業務・居住機能中心)  
 周縁・近接エリア (商業・業務機能中心)  
 都心のウォークアブル環境 (歩きやすさや居心地のよさ等) を向上する区域 (調整中の案)

枠内

仙台市基本計画：都心まわりの方向性との共通事項 (抜粋)  
 仙台駅周辺、青葉通・一番町周辺、宮城野通周辺 都心と密接に係るエリア  
 都心機能強化ゾーン 高等教育機関が集積するエリア  
 仙台駅周辺や主要な通りを中心に、広域的な商圏を持つ商業機能や、東北の中核機能を担う  
 業務機能が高密度に立地する仙台都心の核心として、国際競争力のあるビジネス交流の環境  
 づくりなど、新たな価値や魅力を生み出す

交流・賑わい軸 商業・賑わい軸 (アーケード) 枠内 都市再生緊急  
 整備地域



## 2. 施策等の方向性

- ◎ “交流” と “ゆとり” を楽しむ場となる施設や空間の拡充と、人々の協働による多彩な活動の支援・促進

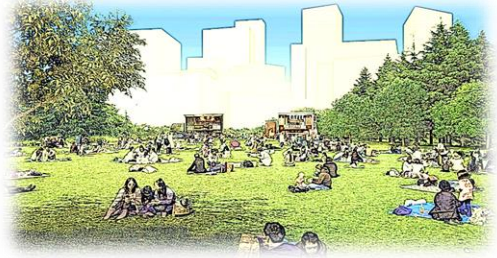
### 1 まちづくりに寄与する公共施設・公共空間をつくる

○エリアの新たな街並みを形成する一助となるため、また、市民がまちを楽しむ日常の基盤をつくるため、多様な人々にとって利用価値が高く、開放性の高い、文化交流や市民活動を基本としたまちづくりへと活かすことができる公共施設・公共空間づくりに向け、取り組みの検討を進める

#### <主な取り組みの方向性>

- ・エリア各所における、それぞれの立地等の特性を考慮した、将来に向けた公共施設等の新たな利活用方法やあり方の見直し
- ・仙台の象徴的な景観を守り、未来につなげる、植樹から60年を超えたケヤキ並木の植え替えを始めとする計画的な保全のあり方の検討

右：みどりに触れ、憩いの時間を楽しむ、エリアの公園のイメージ  
(まちづくり政策局作成)



### 2 公・民の空間をつなぎ、人や活動をつなぐ

○人々が “交流” と “ゆとり” を楽しむ場を拡充するため、地権者やテナント等と協力し、公・民で街並みの一体性や空間の連続性を向上する取り組みの検討を進める

○同時に、その空間を多様な人々が利活用することで、エリアの表通りや裏通り等に人や活動のつながりを生み出し、歩行者等の視線の高さ（アイレベル）の街並みや空間と多彩な活動がエリアのブランドの一つとなり、多くの来訪者等を惹きつけるよう、公・民で取り組みの検討を進める

#### <主な取り組みの方向性>

- ・公共施設・公共空間の老朽化対応や周辺民間施設の更新・リノベーション等の機会を捉えた、シームレスな一体的空間の創出と運用
- ・民間施設の開発や更新、リノベーション等における、公開空地の整備や利活用の促進、連続する質の高い緑化の誘導

右：エリア周辺のテナント等が歩道や公開空地等を一体的に利活用するイメージ  
(まちづくり政策局作成)



### 3 多くの人々や民間投資を呼び込む

○エリアに関わる多様な主体が協働し、多彩な活動を行うエリアマネジメント※1 の導入や公共施設の運営等への民間活力の導入等を進め、エリアの街並みで、人々が “交流” と “ゆとり” を楽しむ様子だけでなく、協働してまちづくりに取り組む様子についても外部に発信し、多くの人々や民間投資を呼び込むよう、公・民で取り組みの検討を進める

#### <主な取り組みの方向性>

- ・多様な主体が協働するエリアマネジメント組織による、ブランディングや公・民の空間の利活用、文化芸術・市民活動や大小のイベント開催の日常化
- ・エリアへのアクセスを容易にする、様々な情報と人々の移動とを結ぶMa a S※2 等情報通信技術の活用・推進、公共交通の情報提供や案内誘導の改善等々人々の移動のしやすさの向上

下：夜市等が日常的に開催され、近隣の人々が交流し、遠方からの人々とも交流を楽しむエリア界隈のイメージ (まちづくり政策局作成)



※1 エリアマネジメント

：特定のエリアを単位に、住民・事業者・権利者等が主体となって、地域資源を活かしたまちづくりや地域課題の解決等に継続的に取り組むまちづくりの手法。

地域を経営するという観点から、幅広い活動の実施主体となる住民・事業者・権利者等の、「地域の総意を得る」、「活動に対して費用負担をする」、「活動メンバーとして主体的に参画する」等の様々な関わりが求められる。

※2 Ma a S (マース)

：Mobility as a Service (直訳すると「サービスとしての移動」) の頭文字を取ったもので、目的地までのルートや移動手段、さらにはまちなかの飲食店やイベント等の検索・予約・決済に至るまで、スマートフォンのアプリ等で一括して行うことができる仕組み。

### 定禅寺通・せんだいメディアアテーク ・宮城県民会館

- 仙台の象徴的な景観を守り未来につなげる、植樹から60年を超えたケヤキ並木の植え替えを始めとする計画的な保全のあり方の検討
- 道路空間再構成等における、潜在を楽しむストリートづくりを意識した、歩道や沿道の空地等がシームレスにつながる空間の創出
- 民間主体が、広場や歩道、公開空地等を継続して公益的に活用する仕組みづくり
- エリアマネジメント組織等を主体とする、歩行者や滞在者の視線の高さを意識した街並みや空間の形成と維持、情報発信等によるブランディング、文化芸術・市民活動や大小のイベント開催の日常化等に向けた支援・協働
- せんだいメディアアテークとエリアとが文化発信をはじめとする魅力向上の相乗効果を生む、周辺のまちづくり活動との連携や積極的な公開空地の活用
- 宮城県民会館の移転の方向性を踏まえた、移転後のエリアの活性化や魅力向上につながるような利活用等

### 公共施設・公共空間を活かして まちづくりに取り組む場所のイメージ

- 市役所本庁舎の建て替えの進捗を踏まえた、エリアの交流軸を意識した民間への定期貸付や将来的な公共施設の移転用地としての有効な利活用等

### 市役所北庁舎等

### 【重点ゾーン】市民広場等（詳細後述）

勾当台・定禅寺通りエリアが目指すまちを象徴する場所となるために、取り組みの具体化と早期の展開を図る

- 市役所本庁舎の建て替えや勾当台公園再整備等における、市民をはじめ多くの人々が気軽に立ち寄り、多彩な活動に触れ、質的な暮らしの豊かさを美観できる機能と、開放感あるデザイン導入
- 公共施設・公共空間の老朽化対応や周辺民間施設の更新・リノベーション等の機会を捉えた、市役所新本庁舎や市民広場、定禅寺通等が連続したシームレスな利活用空間の創出
- エリアマネジメントや民間活力の導入等による、定禅寺通等と連続した公・民の空間利活用、文化芸術・市民活動や大小のイベント開催の日常化

### 錦町庁舎・錦町公園

- 庁舎としての供用終了や周辺の開発動向等を踏まえた、本町周辺や仙台駅方面とのつながりを意識した将来の利活用や民間等と連携した公園の利活用

### 仙台市民会館等

- 市民会館の更新を行わないとすると方向性を踏まえた、西公園や青葉山方面との自然資源や歴史のつながりを意識した将来の利活用

- 民間施設の更新やリノベーション等と連携し、人々が“交流”と“ゆとり”を楽しむ場を拡充する中で、市役所本庁舎周辺から市民広場を経る一歩町四丁目商店街に至る“交流の軸”と、西公園周辺から勾当台公園を経て錦町公園周辺に至る、定禅寺通に沿った“ゆとりの軸”を形成・強化する

### 凡例

：勾当台・定禅寺通りエリア  
(市役所周辺～元鍛冶丁公園周辺～西公園周辺)

：交流の軸  
(交流の機会の促進と場の整備)

：重点ゾーン  
市民広場周辺ゾーン

：周縁エリア (都市再生緊急整備地域の外側)  
(商業・業務・居住機能中心)

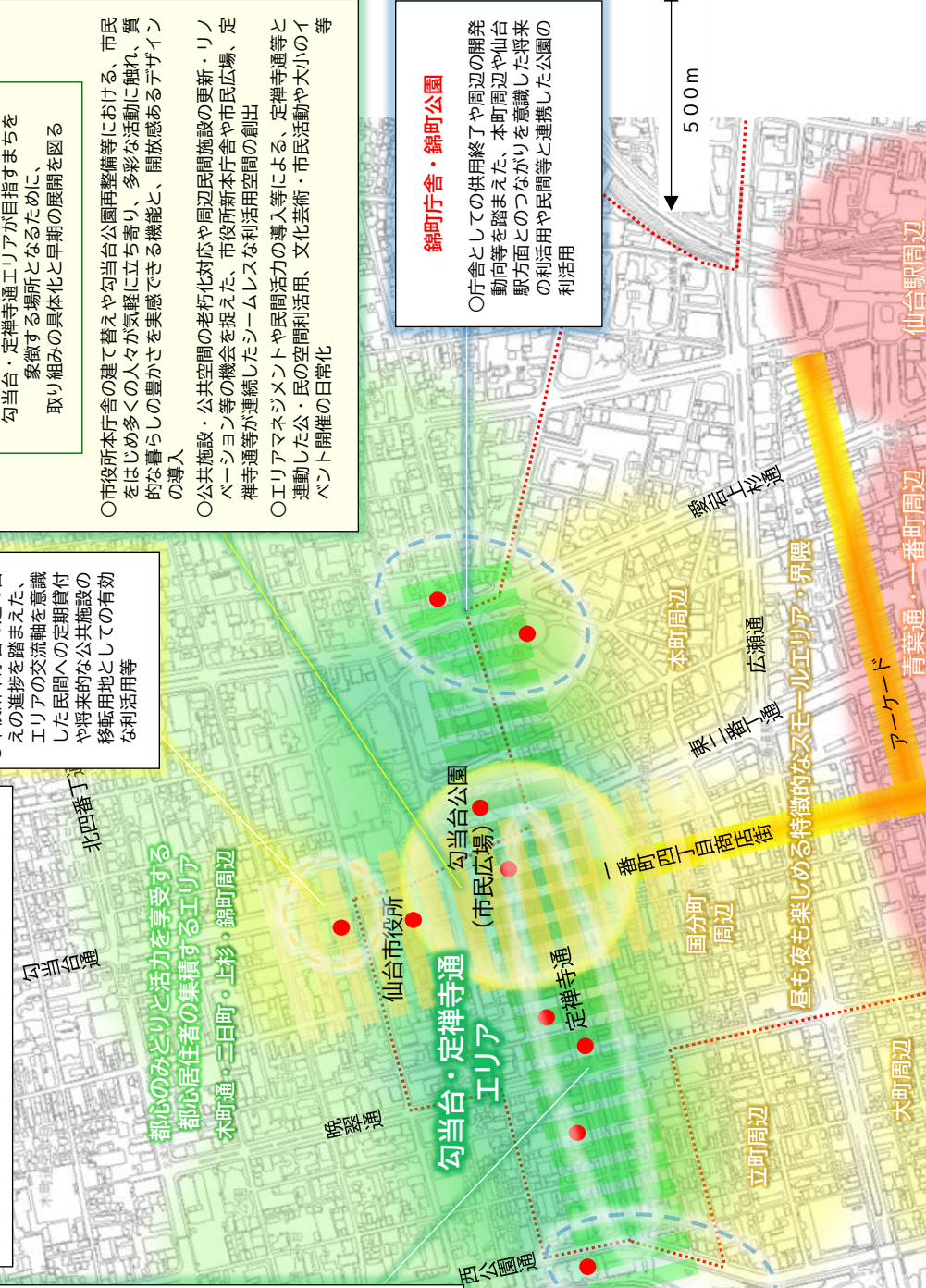
：ゆとりの軸  
(ゆとりある環境の整備と魅力の発信)

：周縁・近接エリア  
(商業・業務機能中心)

：都市再生  
緊急整備  
地域

：枠内

：主な公共施設・公共空間



### 3. 重点ゾーンと空間イメージ

#### 【重点ゾーン】市民広場等

◎「豊かにつながるみどりの開放的な街並み」、「人々が交流とゆとりの時間を楽しむ様子」、「多様な主体が協働して価値向上に取り組む多彩な活動」という、勾当台・定禅寺通エリアが目指すまちを象徴する場所となるために、公・民が協働し、取り組みの具体化と早期の展開に向けた検討を進める

#### <主な取り組みの方向性>

- 市役所本庁舎の建て替えや勾当台公園再整備等における、市民をはじめ多くの人々が気軽に立ち寄り、多彩な活動に触れ、質的な暮らしの豊かさを実感できる機能と、開放感あるデザインの導入
- 公共施設・公共空間の老朽化対応や周辺民間施設の更新・リノベーション等の機会を捉えた、市役所新本庁舎や市民広場、定禅寺通等が連続したシームレスな利活用空間の創出
- エリアマネジメントや民間活力の導入等による、定禅寺通等と連動した公・民の空間利活用、文化芸術・市民活動や大小のイベント開催の日常化



上：重点ゾーンにおけるシームレスな利活用空間のイメージ（勾当台公園憩いのゾーンより西を望む例）  
（まちづくり政策局作成）  
下：エリアマネジメントを通じた空間利活用のイメージ（定禅寺パークレット※）  
（まちづくり政策局撮影）

#### ※定禅寺パークレット

：公民連携組織「定禅寺通活性化検討会」による社会実験「定禅寺通ストリートパーク19」において、検討会の有志で構成する「定禅寺ストリートアライアンス」が設置した屋外什器。周囲の景観になじみ、思わず足を止め、座ったり寝転んだりしたくなるのが、エリアのブランディングや価値創造に貢献している等の評価を受け、2020年度グッドデザイン賞を受賞した。



#### 重点ゾーンにおける日常的な文化芸術・市民活動やイベント開催のイメージ



左：勾当台公園憩いのゾーン付近のイメージ  
（まちづくり政策局撮影）

右：市民広場付近のイメージ  
（公益社団法人定禅寺ストリートジャズフェスティバル協会提供）



### 1. 策定後の展開

- このエリアにおける施策や取り組みについて、本ビジョンの趣旨を反映し連動性を高めて展開
- 市役所本庁舎の建て替え、定禅寺通活性化、勾当台公園・市民広場再整備について、新本庁舎低層部と市民広場の一体的な利活用など、本ビジョンの趣旨を踏まえながら、具体化に向けた検討を進める
- 都心全体を対象とする計画や施策等についても、本ビジョンの趣旨とともに、検討過程で整理した課題や他のエリアとの関係性等を踏まえて検討を進める
- 他のエリアとともに、居心地がよく、歩き廻りたくなる環境の整備に向けて検討を進め、都心回遊における拠点性を高める



◎他のエリアとの関係性を意識してエリアの個性・強みを磨くまちづくりを都心各所へと広げ、それぞれの個性・強みが際立ち、多様な魅力がつながる、市民からも来訪者等からも「将来にわたり選ばれ続ける都心」を目指す

### 2. 検討懇話会委員からの指摘等

- ・本ビジョンの策定にあたり、様々な分野の有識者により構成する「勾当台エリアビジョン策定検討懇話会」を設置し、当該懇話会の議論等を踏まえた検討を行った
- ・今後、本ビジョンの実現に向け、ご指摘いただいた下記の点を十分に踏まえながら、取り組みの具体化を進めていく

- 周縁部のスモールエリア等とともに、仙台らしい価値を生み出すことをより一層意識していく必要がある
- 公・民がまちづくりの理念を共有し、共通認識の下、未来に思いを馳せながら、連携して取り組むことが必要である
- 各エリアが広い視野で、都心全体の回遊性を意識しながら、それぞれ魅力向上に取り組むことが必要である
- 都心の中で他のエリアとの関係性を意識することはもとより、世界に誇るエリアを目指すことも意識する必要がある
- 本ビジョンの理念を踏まえたシームレスな空間をつくるためには、施設等の更新やリノベーションの事業の細部まで理念を落とし込むことが重要であり、それを実現するための手法等についても検討する必要がある
- パブリックコメントに寄せられた多くの意見は、ステークホルダーからの大切な声であり、本ビジョン策定後の具体化にむけた取り組みの中でも、継続して意識することが必要である

仙台市まちづくり政策局政策企画部政策調整課  
〒980-8671仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
電話：022-214-1244      FAX：022-214-8037  
メール：mac001610@city.sendai.jp